

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

建設常任委員会会議録 (1 2 年 3 定)			
日 時	平成 1 2 年 9 月 2 5 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 1 5 分
場 所	第 3 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	久末委員長、古沢副委員長、松本 (光) ・大畠・新野・八田・武井・高橋 各委員		
説 明 員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまより会議を開きます。

本日の会議録署名員に八田委員、大畠委員を御指名いたします。

本日、岡本委員は体調を崩されまして欠席されております。

それでは、付託案件を一括議題といたします。

理事者より報告がありますので、順次説明を願います。

○土木事業所長

4月26日に、市道塩谷線側溝改良工事現場で発生しました石垣崩壊事故の経過と今後の取り扱いについて御報告申し上げます。

御承知のとおり、この事故は市が発注した市道塩谷線側溝改良工事現場に隣接する稲穂山日正寺所有の石垣が突然崩壊し、現場で作業中の作業員2名が死亡、1名が重傷を負った事故であります。事故原因については現在関係機関で調査中で、既に市の土木事業所長と現場担当職員、請負業者の現場代理人等が、警察、労働基準監督署から事情聴取を受けております。原因は特定されておりませんが、現場の崩壊部は応急復旧し、道路部分には安全対策を講じて片側通行となっております。

市としては、事故原因が明らかになっておりませんが、道路管理者として道路を安全に供用させる義務があることから、次のような整備を行い、寺側と協議をしてきました。

事故原因が明らかでないが、崩壊部の復旧は市が行い、事故原因が明らかになった段階で過失割合に応じた負担を求めることにする。

そのことを明らかにする覚書を市、請負業者、日正寺の三者で取り交わすことにする。

未崩壊部の石垣が崩壊部と同じ工法でできているので、寺側の負担で改修するよう要請する。

事故後、本格復旧に向けた現地測量、ボーリング調査などを行い概略図面を作成しました。7月13日に寺側と1回目の協議を行い概算工事費を示しました。具体的には崩壊部の復旧に約800万円程度、未崩壊部の改修工事費が約1,000万円程度、合わせて今申し上げました市の三つの考え方をお示したところであります。

寺側からは

市の側溝工事による崩壊であり、責任は市、請負業者にある。

未崩壊部の改修についても、今回の事故がなければ問題は生じなかったものであり、その改修費用を寺側に求めることは理解を得ることはできない。

との話になり、市の考え方を再度説明、協議を持っております。

その後、8月下旬、9月上旬に協議をしましたが、未崩壊部の改修を寺側負担で行うべく要請していることが、寺側としては課題であり、経費のかからない方法がないか検討を進めています。市としては、早急に結論を出し、覚書を交わした後に崩壊部の工事を発注したいと考えております。

○水道局総務課長

石狩西部広域水道企業団議会の開催について報告いたします。

去る9月4日、平成12年第2回石狩西部広域水道企業団の定例会が開催されました。

議案としましては、平成11年度同企業団水道用水供給事業会計決算認定の件であります。

決算状況につきましては、資本金収入額30億5,029万6,878円、資本金支出額30億2,039万8,707円であり、建設事業の概要としましては、導送水管敷設1,973.3m、当別ダム負担金11億2,402万8,000円、そのほか送水管予定路線測量の実施設計委託などであります。

なお、導送水管の敷設延長は11年度までで15,560.3m、総延長44.4kmに対し3.5%の進捗状況であります。

以上の議案につきまして、満場一致で認定されたところであります。

○水道局工務課長

石狩西部広域水道企業団の事業の再評価及び見直しについて報告いたします。

石狩西部広域水道企業団事業の再評価につきましては、本年3月22日の当委員会におきまして、企業団として新たな水需要予測に基づいた計画用水供給量の変更など、事業計画の見直しを行うことが妥当であるとの最終方針が公表されたので、御報告申し上げたところであります。

その後、再評価は適当との北海道開発庁の答申を受け、現在、水道施設の規模、事業費等の見直しについて企業団において検討中であります。

水源である当別ダムの計画変更についても、事業主体の道と建設省が協議中と聞いております。

なお、水道施設に係る各構成団体の負担割合などにつきましては、企業団、道、各構成団体の担当事務レベルにおいて協議を進めており、各構成団体の意見がまとまった段階で御報告申し上げたいと考えております。

○委員長

今定例会に付託された案件について、順次説明を願います。

○土木部主幹

議案第32号の市道路線の認定について御説明いたします。

今回の路線認定であります、当該道路は市道洗心通線を起点とし市道最上昭和通線を終点とする実延長114.74mの道路であります。

この道路は沿線住民の生活道路、近接する高校などへの通学に利用されていることから、認定要望が出されたわけではありますが、市としましては、当該道路が市道に認定される基準に合致することから、このたび認定路線としたものであります。

○土木部管理課長

陳情第43号の願意について説明いたします。

花園3丁目、市道大通線の整備方についての陳情ですが、要望箇所は花園3丁目2番地先、公園通線と大通線の交差点付近から、花園3丁目5番地先、花園グリーンロード付近までの延長約210m区間であります。

要望内容は、老朽化した側溝の改修と歩道の新設についてであります。

なお、当該道路は幅員10.91m、歩車道の分離は両サイド外側線で行われております。

市としましては、昨年から当該道路に接続する、通称銀座通りのリニューアルのお話も商店街からありまして、商業振興策という観点から取り組む必要があるのではないかとということで、土木部と経済部が連携をとりながら対応しようと考えているところです。

当該要望箇所につきましても、両路線の交通量等利用状況が異なっていることを踏まえながら、一体として対応しなければならないと考えております。

また、当該要望箇所につきましては、今後の排水施設の整備方法、歩道も両側か片側か自動車交通の確保との関連でどのような形がよいのか、また、占用物件も数多くあります。これら整理しなければならない多くの課題もありますので、町会の皆さんと話し合う機会を持ちながら対応したいと考えております。

○公園課長

陳情第47号の最上1丁目への公園建設方について御説明いたします。

願意につきましては、最上2丁目には最上公園、からまつ公園等があるが最上1丁目にはない。ぜひ最上1丁目5番地にある小樽商大管理の国有地が空いているので、そこに公園をつくって欲しいという要望です。

緑町八間通線と洗心通線の交点にある空き地1,167.81㎡は、小樽商大会計課が管理しておりまして、11月上旬に財務局が一般競争入札で処分する予定と聞いております。

市としましては、今後の公園整備方針として、小樽公園や既存公園の再整備等を行っていきたいと考えておりまして、当該用地を取得しての公園整備は難しいものと考えております。

○委員長

それでは、これより一括質疑に入ります。

順序は、共産党、民主党・市民連合、公明党、市民クラブ、自民党の順序といたします。

○古沢委員

市長に出席いただいております。他の委員会にも出席されるようですので、先に市長にお尋ねをしたいと思っております。

マイカルの観覧車について

9月4日に市街地の特別委員会が開催されて条例違反が明らかになりました。特別委員会は1日延長して議論したわけですが、残念ながら本質的な議論をすることができなかったと理解しています。つまり、特別景観形成地区内にあのような工作物、観覧車が適当なのかという議論、それから重要眺望地点から見た際に、視線の先にある小樽港、これらを望んだときに、どういう建物が許容されてどういう建物がだめかということも、議会でも明確な議論はできませんでした。条例上の手続は入口段階で頓挫しまして、条例違反が明らかになったんですが、その先の議論がされていない。これは我々議会側の宿題だと思っています。

ただ特別委員会の2日目に仮処分を求めた裁判があり、裁判所で当事者がそれぞれ申し立て、答弁するという、時間的にも同時に開催されて、後日、答弁書、申請書等を見させていただいたわけですが、市長も目を通されていると思います。その関連で答弁をいただきたいと思っていることがあります。

仮処分事件の中で、債権者側の申請理由として「小樽の土地柄、景観に魅せられて永住を決意したと。景観条例によって銀鱗荘からの景観が守られている位置で、この先ずっと眺めを楽しんでいきたい。そういう生活をしたいという場所を選定して土地を取得したんだと。しかし、港を望む正面での観覧車計画で、小樽港の眺望が奪われたことになる。」とありました。

これを受けて、OBCの答弁書はこのように述べています。「OBCが本件の観覧車の導入を検討したのは、小樽築港駅周辺地区の開発に際し、広域からの集客を希望する小樽市の期待を受けてのことである。」このように述べていますが、こうしたOBCの答弁書に対する市長の御見解をお伺いしたいと思います。

○市長

マイカルの観覧車ですけれども、小樽ベイシティ開発はマイカルの集客力向上のために何か効果的なことがないかと検討したと思いますが、その結果、観覧車計画を立案したんだろうと考えます。観覧車メーカーのサノヤスに話を持ちかけたということでございました。ですから、サノヤスは小樽ベイシティ開発から指定をされた場所に観覧車の建設を行ったと聞いております。小樽市が直接、広域集客は常々お願いをしていますけれども、観覧車を設置してほしいと要請したという経緯はございません。

○古沢委員

市長が言うとおりでと思うんです。このOBCの答弁書は、必ずしも観覧車そのものを小樽市が要請した、期待したということではないと思うんです。ただ、広くお客さんを集めてほしいんだという小樽市の期待があればこそ、この観覧車を期待したのだとすれば、広い意味での小樽市の期待にこたえるために、極端に言えば、あのエリアにこの目的を冠にすれば、何を建ててもいいのかという問題も問われてくると思うんです。ですから行政の側で明確なスタンスを持たなければならないと、この答弁書を見て私は感じました。

それで2日間にわたって特別委員会で景観条例上の手続、サノヤスがした建築確認申請の25日前までに、OBCが行為の届け出をしていなかった。同日付だった。条例違反だということで議論になったわけで、市長もそのこと

について陳謝をするという事態になりました。

ここで仮処分の裁判における当事者の申請の理由、答弁書を紹介しますと、債権者側の申請の理由はこのように述べています。「ＯＢＣが大観覧車の建設を計画、株式会社サノヤスはＯＢＣから観覧車の発注を受け、これを建設、運営するものである」と債権者側の申請理由であります。

これに対して、ＯＢＣとサノヤスの答弁書は「違いますよ」とっております。ＯＢＣの答弁書では「観覧車の建設は、ＯＢＣがサノヤスに事業運営を持ちかけたことであるが、法律上の建設及び事業主体はサノヤスであってＯＢＣでない。」とっております。

これに関連して、サノヤスから出ている別の答弁書はこう言ってます。債権者の申請理由の「ＯＢＣが建設計画して、サノヤスは観覧車の発注を受けた業者」ということを否定してこう言います。「サノヤスは、ＯＢＣから本件観覧車の発注を受けたものではない。観覧車の建設を計画、工作物の確認許可を受けたのはサノヤスである。」と建設を計画し、確認許可を受けたのはサノヤスであると言っております。

そこで特別委員会の２日目に、「ＯＢＣが景観条例上、届出人たる地位にあるのかどうかについて、疑義が生じたので宿題にしておきたい」と私は言ったのですが、答弁書を特別委員会が終わった後に確認し、何度読み直しても、観覧車があったらいいと考えたのはＯＢＣだと。土地も空いている。ここに建てよう。しかし、観覧車建設の計画、観覧車の運営全般に関わる法律的な主体、実際の主体はいずれもサノヤスだと、ＯＢＣ、サノヤスが言っていますが、これについてはどのように受けとめておられますか。

○建築都市部長

市長が答弁したと思うんですが、ＯＢＣは委員が指摘のようにこの地区の集客をどうするかを計画したと。そして今、全国的に人気がある観覧車が良いと判断したと思うんです。そしてＯＢＣの土地を提供して、企画立案、土地の提供、最終的には形状などの総括責任を負うという考え方であると。観覧車については、実際に建てるのはサノヤスですから、所有者もサノヤス、発注は自分自身で工作物を造る、そういうことですから、委員が言ったとおり、ＯＢＣから観覧車の発注は受けていないということはそのとおりだと思うんです。

○古沢委員

特別委員会の２日間に続いて、委員会を変えて手続論かと思うのですが、景観条例第24条では「特別景観形成地区及び景観形成地区において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則に定めるところにより、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。」とあり、25日前の事前の行為届出を定めている条文です。「次に掲げる行為をしようとする者」、その第1号で「建築物等の新築・増築」云々となっています。そうすると、先ほどのＯＢＣの答弁書、サノヤスの答弁書からいって、24条による事前の行為届出をすべき者はサノヤスでなければいけないということは、この条文を読む限り疑問の余地がないのではないですか。

○建築都市部長

このことも特別委員会で説明したと思うんですけれども、24条の「行為をする者」というのは、景観条例上特別な定めはありません。ただ、一般的に建築物の建築云々というのは建築主と考えられます。

しかし、景観条例の趣旨は、委員も御承知だと思いますけれども、小樽の景観にマッチしたものを建ててもらおうということですから、景観に責任のある者ということで我々は判断をしておりますので、そういう意味では届け出の者がＯＢＣであっても問題ないと判断しています。

○古沢委員

今の部長答弁は、特別委員会でも「ＯＢＣも一部関わっている。」ということで答弁いただいたんですが、この観覧車、建築基準法第88条による建築物等ですが、基準法の準用規則があって、建築物と同様に確認申請等を必要とする条項があるんですが、その中で言われている工作物が観覧車です。

そうすると24条では、部長が言うように特段定めていないのではなくて、明確に定めているんです。繰り返しに

なりますけれども、誰が届け出なければならないかということは、つまりその第1号から第5号まで列挙しておりまして、その第1号に「建築物等」、この「等」というのは工作物観覧車の規定を含みます。

「建築物等を新築、増築、改築、移転をする者は、市長に届け出なければならない。」と、誰がすべきかを示しているのです。ＯＢＣ、サノヤスの答弁書に突き合わせてみれば、書類はＯＢＣから出ましたが、同日付で受付して条例違反だと。しかし、今、見直してみると市長が「担当職員のミスだ。厳正に対応したい。」と陳謝して、私が思うにはＯＢＣを擁護したのですが、ＯＢＣは擁護される立場になかった。24条で言うところの届け出をすべき人ではないのだから、サノヤスから事前の行為届出が出てなかったとしか読めないと思うんです。

○建築都市部長

「行為をする人には特段の定めはない。」と言ったことに対して、「建築基準法上きちんと定めているだろう。建築物の新築ということはそのとおり建築主だろう。」という話と認識しました。

確かに、建築物等の新築・増築は建築基準法上で建築主という言い方をしています。建築主とは、まず発注者ということと、自ら工事をする者という考え方がございますので、その意味では観覧車工事は、ＯＢＣも工事を施工していますので発注者の一人であり、また自ら工事をするのもＯＢＣですから、2人になり得ると考えます。

ただ、先述のとおり、景観条例の趣旨は、あくまでも小樽の景観にマッチしたものを建ててもらうことが第一義的な目的ですので、景観に責任を持つ者が、行為の届け出をするというのが趣旨でありまして、我々もそう判断していますので、その辺を御理解いただければと思っています。

○古沢委員

後程その件も触れたいと思うのですが、この間の議論を通じて、部長が言う意味合いのことは僕も感じているんです。感じ方が違うのですが。

つまり景観条例では、「歴史と自然を生かした街をつくっていく。中でもこのエリア、この地区については街並みを生かしていく。要するに、今ある街並みを守りつつ、景観を生かした街をつくる。」という意味合いで、特別のエリアとして8カ所指定しているわけです。

だから、何を建ててもいいわけではないと。全市的には大規模な建築物、工作物について景観条例の網が掛かっていますけれども、この8カ所については、また別枠で特別の網が掛かると受け止めていますが、今言われたように、条例は定めたけれども実際に事業を進める上で、この条例が本当に魂の入ったものになっていたのかと言えば、そうでないという疑問が一つあるんですね。

今回のケースでは、答弁書の話で紹介したように、ＯＢＣは発注もしていないし、サノヤスは発注を受けた側でもないと言っているのです。この工作物について。同時に、ＯＢＣは事業主体は法律的にもサノヤスだと言っているのです。そうすると手続的にはＯＢＣの出る幕はない。思いつきはＯＢＣだったかもしれないが、ＯＢＣが答弁書で言っていることはこんな感じです。あとは専門業者のサノヤスに「こういうものがあっていい。」「わかりました。私どもで作しましょう。」と。責任はＯＢＣが負うのではなくて、サノヤスが負う事業なんです。そういうことを自ら言っている事業なわけですから、ＯＢＣで良いというわけには、要するに誰でもいいという扱いにできない話です。24条で明確に規定しているわけだから、誰が届け出をしなければならない法律上の責任を持つ法人事業者なのか明確だと思うのです。その点では、今回は明らかにサノヤスと言わざるを得ないんですけれども、いかがですか。

○建築都市部長

同じ答弁になるのですが、観覧車を建設するのはサノヤスでございます。それはそのとおりです。ただ、観覧車の色、形状等の責任を持つのはＯＢＣなんです。そういう意味では、景観に責任を持っているのはＯＢＣですので、景観条例の趣旨ということを考えれば、ＯＢＣが届出人になることに問題はないと判断しておりますので、御理解いただきたいと思います。

○古沢委員

景観条例が期待しているところ、目的としているところのまちづくり、実際は景観条例がきちっと生かされて、まちづくりができるような条例になっていたのかどうかという反省も含めて問い直さなければいけない。そういう問題かなと率直に感想を持っております。

市長に念のため、今の点について、明らかに答弁書ではサノヤスだと私は考える以外にないのですが、市長の意見を聞かせていただきたいと思います。

○市長

答弁書を見ますと、発注者が誰かということが議論になっているようでございまして、確かに発注者はサノヤスだろうと思いますが、マイカルの開発区域全体については、OBCが責任を持っているわけですから、OBCが企画立案したということで、全体の景観に対する責任はOBCにあると思っております。

○古沢委員

くどくなりますけれども、景観条例を本市は定めている。その条例からすればどうかという問題です。条例をないがしろにするわけにはいかないのですから、条例からすれば、この場合の事業者は、OBCでもサノヤスでも良かったという話ではないと言っているんです。市長、いかがですか。

○市長

今回の件は、一つの事業者が全部を企画、設計、施工したということでないものですから、条文解釈も難しいというか、疑義が生じかねない条項だと思いますので、こういった紛らわしい条文については、今後検討して、きちっと整理する必要があると思います。

ただ、今回の件については、先般言ったように私は考えます。

○古沢委員

疑義が生じかねないというか、明らかに疑義が生じるわけで、常識的に条例を条文に則して読み、あわせて当事者であるOBC、サノヤスの答弁書を読むと、最低限、行政も事業者も守らなければいけないルールである景観条例から逸脱、違反であったということが改めてはっきりしてくるのです。その点を指摘しておきたいと思うのです。

市長も時間がないと思いますが、もう1点、僕はこの答弁書を見て遺憾に思うのですが、景観条例の重みについて、多くの責任を行政側も負わなければならないということを指摘しますが、OBCの答弁書では「景観条例が存在することは認めるが、その他は否認する。」と。要するに、指摘を受けて答弁書作成時点では、条例が存在することを知らないとは言えないから認めるんだと。その他は否認すると言うんですが、観覧車に係る手続、つまり条例を守っていなかったとすれば、それは小樽市側の条例規則の指示が徹底されなかったことに基づくと言っているわけです。

極めて傲慢というか、横柄な態度だと思うのです。これは、明らかに2日間の委員会審議を経て、小樽市がミスをしたことが議論の中で明らかにされて、条例に基づく手続をしなかったのがOBCかサノヤスかは別として、そちら側は「私は知らない。小樽市の指示が徹底しなかったから。」として、自分のところに責任はないと裁判で言っている。この態度は、市長が何とかあの地区で業績を上げていただこう、守ろうとしているOBCの態度としては、擁護するに値しないと思うのですが、いかがですか。

○市長

この件につきましては、前回お答えしましたように、市の指導の不徹底ということもあります。また瑕疵がある届け出があれば、担当部局で是正するのが本来業務でありますから、そういった面の落ち度もあると思います。

今後はOBCだけでなく、特別景観形成地区内、景観形成地区内でこういう建築物をつくる場合に、市の景観条例を、地区内で認識してもらうとともに、市も地区内の方々に周知、指導する必要があるだろうと思います。

OBCの態度が傲慢ということですが、我々としても事務的な不徹底ということが原因でありますから、我々と

しては申し開きができないと感じています。

○古沢委員

市長の見解はわかりました。

ただＯＢＣ側が「私は知らなかった。役所がこういう手続があるからと言ってくれなかったからミスをした。違反をしてしまった。おれに責任はない。」と言っても法律論では通用しないです。

法律、条例は、ＯＢＣが言うように、行政が周知を徹底しなかったことが問題で、我々に責任はないということでは逃れるものではないのです。もう少し謙虚な、争いごとの答弁書ですから表現は多少きつくなるのでしょうけれども、もう少し謙虚な姿勢が見える、端々にうかがい知れるものであってしかるべきだと思うのです。何度も言いますけれども傲慢横柄です。８つの景観形成特別地区のうちの１つで事業経営を行うＯＢＣの態度です。これは今後の行政の中で肝に銘じておく必要があると思うのです。そのことは強く申し述べておきたいと思うのです。

最後に今回の議論を通じて明らかになった、この条例が内在する最大の欠陥、大げさですが感じていることは、条例の前文で主役が市民であると言っている。しかし、各条文では、具体的に主役の市民が登場する場が明示されていない。事業者と行政は登場するけれども、主役に配置されながら、最後の幕が降りるまで主役が出てこなかったというシナリオになっている。

これが条例上の最大の欠陥だと思います。市民の意見がどうやって反映されるか、そのために行政は市民の意見、周辺住民の意見をどう聞き取るか、そういうことが条文上も明示されていかなければいけない。そうでなければ主役とは言えないわけですから。そのことを今後の検討の中で第一に挙げておきたいと思うのです。

２番目は、景観条例が求めているまちづくりについて、例えば景観形成計画とか、市長が陳謝するに当たって見解を述べられました。第４条で規定している市長の責務については、この計画や基準を策定する際に市民の意見を反映するようにすると。実施とはそういう意味合いだということを市長は述べられましたけれども、もう少しわかりやすい計画、わかりやすい基準でなければならぬのではないかと。市民、事業者、建築業者にもわかりやすい、そういう許容値、規制値などを盛り込んで、必要があればそういうものを明確にした条例であってしかるべきでなかったのかということを、今回の議論を通じて感じています。

３番目は、行政側がそういうまちづくりを支えていくに足る組織、機構のあり方の問題。現行の２課制の問題も含めて、議論、検討が及ぶことかなという感じを強く受けました。

４番目は、実際に事業展開するのは民間が主ですから、市内外の民間業者への啓発、協力関係の確立、このために具体的な取り組みをしなければ、この問題はいつまでも解決しない。つまり現行制度では、あの地域に建築物が、例えば小さな小屋から大きな建築物に至るまで、網がかかってしまって、市に事前の行為届出と建築確認申請、25日前の網はすべからずかかります。果たしてそれでいいのかなという疑問も私は率直に感じました。逆に言えば、規制値、許容値の検討も含めて、それを超えるものについては最低限の手続きはすると、そういうことで民間の協力を得る上でわかりやすいもの、民間との合意、市民との合意で策定する必要があるのではないかと率直な感想を持っております。

これを最後に、市長の御意見を、先ほど答弁をいただいている中に入っておりますけれども、私の感想も申し述べさせていただきますので申しわけないんですが、御意見をいただければと思います。

○市長

景観条例は、制定したころには全国でもあまりない条例だと思います。小樽市の景観を何とかみんなの力で守っていこうということで、一部参考にした都市のものもありますけれども、どちらと言えば指導、助言、勧告といいですか、精神規定が強い条例であり、規制は非常に難しいと思います。

それから、主役が市民という話もありましたけれども、今回は事業者が対象ですが、例えば市民の方が家を建てるとき、どこかの家から「あなたの家は高くてだめだ」と言われた場合に、これは問題があるだろうと。非常に難

しい条例であることは事実だと思います。しかし、他都市の例も参考にしながら、今後、実効性のある条例になるように役所内で検討させたいと思います。

それから組織の問題もありましたが、事務的に処理可能な事務であると思いますので、仕事の内容の進め方の徹底はさせたいと思いますし、最後にありました民間業者への啓発、これは必要なことだと思っておりますので、今後、地区内における事業者、そういった方に対しても、改めて景観条例の趣旨について説明をする機会を設けていきたいと思います。

(市長退場)

○古沢委員

オタモイ陸橋通線の側溝整備方について

継続審査の陳情第25号「オタモイ陸橋通線の側溝整備方について」の進捗状況について教えてください。

○土木部主幹

2定でも指摘がありまして、先般、調査要望もありました。整備については、地先の協力が必要であることから、地域の会長に協力方取りまとめをお願いしました。会長の話としては、総会に諮り住民の理解を取りつけないと、そういう返事をいただいております。その返答を受けて今後の対応を検討していきたいと思っております。

○古沢委員

わかりました。

陳情第43号について

大通線の整備についてですが、先ほど報告いただいた点です。

前回の当委員会でご報告のアーチの撤去方について、これは採択された案件ですが、その陳情趣旨と共通する内容だと受けとめています。広告アーチの陳情趣旨は「車両、歩行者ともに安全な市道として利用できるよう切望して、このたび陳情申し上げる次第です。」と結論づけています。

今回の願意、陳情趣旨、これも基本的には、この点で一致すると思うのです。行政の側でも、先ほどの何年先になるかという計画ではなくて、具体的にこの整備に着手するという姿勢に変えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○土木部管理課長

前回の陳情につきましては、現地に4基あるアーチのうち、1基の撤去の陳情ということでございます。基本的には、今回の側溝改良、歩道設置という陳情内容からすれば、結果的に4基のアーチ、占用物件の処理ということが出てきます。

また、着手ということをご希望の場合、願意説明のときに申し上げましたとおり、いろいろな課題があり、銀座通りとの一体となった対応も頭に入れていかなきゃならない。そうすれば非常に大きな事業になると考えていますので、いつ実施するというお答えはできません。今後、一生懸命対応してまいりたいということで御理解いただきたいと思います。

○古沢委員

言われていることは理解できるつもりです。ただ、条件が銀座通り側と違うのではないかと。

周辺の商店街の方が事業計画を立案されて、行政がそれに協力して一帯を整備していくということは、銀座通りでは成熟しつつあると思うのですが、置かれた環境条件からすると、陳情が上がってきたこの周辺、道路沿線については、そういう点では違うものが出てくるのかなということを、現地調査もして率直に感じたわけです。

そうすると通常の車両交通、歩行者の安全確保、そういう意味からの道路整備、側溝整備を優先させるべきではないかと現地調査をして感じたわけで、一連の計画性を持たせる必要はあるかもしれないけれども、あの状況は緊急性が強いと感じたわけです。ぜひ検討の中にそういった要素を盛り込んでいただきたいと要望します。

陳情第47号の最上1丁目への公園建設方について

過去5カ年の市内の街区公園の整備状況について御説明ください。

○公園課長

平成7年から11年まで5カ所を行っております。

○古沢委員

年次的に言っていただけますか。

○公園課長

平成8年が1カ所、平成10年が2カ所、11年が2カ所の計5カ所となっております。

○古沢委員

この5カ年で5カ所、1年に1カ所という計算と思いますが、開発行為以外で整備された街区公園というのは、この5カ年の中ではあるのでしょうか。

○公園課長

街区公園は開発行為に伴う土地があるということで、施設整備、上物整備だけをしたケースがほとんどです。

○古沢委員

つまり、既存住宅街に用地を求めて公園整備をしたことは、この5カ年では1カ所もないということですね。

○公園課長

そのとおりでございます。

○古沢委員

市の都市公園数、面積、1人当たり面積を教えてください。

○公園課長

都市公園は、計画中のものも含めまして95カ所ございます。開設している公園が90カ所、面積は、開設したもので126.66ha、1人当たり8.3㎡でございます。

○古沢委員

参考までに、小樽と規模的に近い帯広、苫小牧、室蘭の1人当たりの面積はいくらですか。

○公園課長

北海道の都市計画の緑本からの数字で、平成11年3月現在で、室蘭が30.77㎡、苫小牧が54.27㎡、帯広が32.53㎡でございます。

○古沢委員

小樽と事情が違っているとってはいたんですが、小樽が1人当たりの面積8.3㎡ですから、道内10万人以上の都市の比較で見ても小樽は最下位だと思います。最下位で間違いなかったでしょうか。

○公園課長

現在は1人当たり㎡数は一番下です。

○古沢委員

この5カ年の公園費の予算の推移を御説明ください。

○公園課長

平成7年度が3億2,800万円、平成8年が4億8,867万円、平成9年が2億6,198万8,000円、平成10年が2億4,345万9,000円、平成11年が1億7,682万5,000円でございます。

○古沢委員

市長への手紙を今年の3月に取りまとめた資料を見ました。生活環境に関するものが全体の3割強、約32%を占めておりまして、そのうちのベスト3が一番多いのは除排雪、そして2番目が道路・河川の問題、これに続いて公

園緑地となっています。

その中で、「身近なところに公園緑地が欲しい」というものが一番多いようです。これは資料によるものですが、小樽の都市公園は道内10万人以上の他都市と比べても極めて水準が低い。同程度の市との比較で言ってみれば、帯広、室蘭、苫小牧、これらと比べれば著しく低い。それでは21世紀プランの公園緑地の中で現状と課題そして主要施策はどのように述べていますか。

○公園課長

魅力ある公園づくり、それから少子・高齢化が進むので現公園の再整備、これを主軸に今後進めていきたいと、このようになっております。

○古沢委員

現状と課題ではこう書いています。「全道平均を下回っており、今後公園を計画的に整備していくことが必要となる。」と。主要施策では「街区公園、近隣公園、地区公園などの整備を重点的に推進します。」と。中長期的と言え大げさになりますけれども、中期的なレベルで結構だと思いますが、公園緑地をどのように整備していこうとしているか、そういう整備推進計画的なものを持ち合わせておりますか。

○公園課長

短、中、長期に分かれると思うんですけれども、昭和40年、50年代にできた公園がほとんどです。やはり早期に整備しなければと考えています。これからは、まずそれを行って、それは昭和60年策定のマスタープランをもとにこれまでやっていたが、今後は緑の基本計画を作成して、それを基に新設及び新しい公園等を考えようと。

また身近なものとしては、街区公園の再整備、これに早急にかからなければ、少子高齢化時代に対応できないのではないかと考えております。

○古沢委員

緑の何ですか。

○公園課長

緑のマスタープラン、これは昭和60年に策定しました。

ただ、現在、国から緑の基本計画の策定を指示されて、都市計画課が主力になってやっていますけれども、一緒になって将来的に策定しなければならないと思っています。

中心部に公園がないのは承知してますので、まず緑の基本計画を策定して、それを基にしてやっていきたいと考えております。

○古沢委員

選挙公約、何々計画となると、どの方も自然、緑、潤い、豊かさは欠かせないということで、誰もが緑、自然を大事にする。この21世紀プランの基本計画、公園緑地のところがそうですが、言葉としては大事にすると言えども、具体的な計画の持ち合わせがない。予算的な制約を受けると、順位が後づけになるのが実態だと思うのです。

小樽市公園緑地配置図を見るとわかることですが、中心部、街中での街区公園が極端に少ないです。課長が答弁したように、開発行為による街区公園の整備しか進行していませんから、計画性に基づいた公園整備ではなくて、開発行為に基づく整備なんです。

これはどうしても郊外型になります。そうすると中心部はいつまでも整備されない。中心部は用地取得にも困難性が伴う。だから計画的に進めないと後回しになって、気がつくと中心部に公園のない街になってしまうことになると思うのです。緑の基本計画策定はいつ頃を目途にされているのですか。

○都市計画課長

現在、緑のマスタープラン、緑化推進計画、これは国の通達で出ているわけですが、これらをもとにして、平成6年だったと思いますが、緑の基本計画という大きな形を策定することになりました。

これにつきましては、作業に入っているわけですが、平成15年までに策定したいと考えております。

○古沢委員

その中では、街区公園の整備について盛り込まれるのでしょうか。

○都市計画課長

種類、規模により様々な公園がありますが、緑の基本計画では街区公園、近隣公園、運動公園といった種類での書き方にはならないと考えます。適正な配置とか、そういう基本方針が示されるわけでございます。

○古沢委員

基本計画に基づいた具体的な実施計画はどのようなものですか。

○公園課長

緑の基本計画を策定して、どういう公園を重点的に整備するかの検討が第1です。公園にも種類がありますが、一番重要なのは街中の1近隣住区、1,000m×1,000mの街区の中ですが、250m四方の街区公園は4カ所できます。

まず街区公園の整備が先ではないかと。大きい公園よりも小さい公園の、街中の皆さんが憩える場所としての歩いていける公園整備が先と考えますけれども、基本計画ができ上がり次第、検討会議を行いたいと考えています。

○古沢委員

計画ができるのが先のことから、具体的な話はさらに先になると思います。

ただ、今回の陳情のように市民には待たなしです。特に住宅街、市街地における街区公園の不足、子供の遊び場所にも事欠くという状況です。

本日、当委員会が現地視察をしましたけれども、地域の方が目をつける良い場所です。街区公園があったらいいなという場所です。ここは建設業者、マンション業者も目をつけてしかるべきところです。やはり市民の要請、要望に応えるべきで、国が売却するといったら何もしなければ、業者に落札されるでしょう。

あの場所に平屋1戸が建つということは考えられない。やはり子供の歓声が聞こえる街区公園になるとイメージしただけでも楽しくなる。マンションとは限りませんが、公園になれば誰もが思う場所です。

取得には1億円近くかかると担当の方が説明されていましたが、仮に1億円使っても、開発行為以外に市街地、中心街にそういった公園を整備する計画がないわけですから、予算がないという担当部局の悩みもわからないわけではない。ただ、これを何とか突破するのが行政の役割だと思うのです。市民の要望に応えるという立場で、この陳情は各会派と力を合わせて採択し、行政を議会として後押し、応援したいと強く考えています。

そのことを最後に申し述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長

共産党の質疑を終結いたしまして、民主党・市民連合に移ります。

○武井委員

付託案件から説明いただいた問題を先にして、そのほか6点ほどお聞きしたいと思いますので、順次お答えください。

陳情第47号について

陳情第47号ですけれども、答弁の中で来月に競売に付される趣旨の説明がありましたが、公園にするか否かは別にして、良質な土地なので市も入札に加わる気があるか、その点をまず伺います。

○土木部次長

公園についての市の判断、状況の説明ですけれども、8月下旬に非公式に話がございまして管理をしている商大会計課と接触をしました。

私どもが収集した情報では基本的に売却用地と決めていると。私どもの認識では、国の行政財産である文部省官

舎跡地ですから、不要になれば大蔵省の普通財産で処分すると思いましたが、文部省の国立学校特別会計の中で処分すると。そうすると売却で文部省に金が入るという、私どもが持っているイメージと違った処分方法です。

処分に際してはいろいろな手続を踏みますが、まず方針を決めて10月下旬に説明会をする。新聞には10月中旬ぐらいに小樽、後志管内で売却告示をする。そして10月下旬に現地説明を行い、11月上旬に売却をするという話で、8月下旬に話がありました。

市では、公園という目的を限定した中での事業展開、将来的な財政事情、こういったものから判断しまして陳情に対する態度を決めたので、トータルとして市全体であの土地を何かに使うということで入札に参加をする現状ではないとしています。

○武井委員

私も今すぐに使用目的を決めるのではなくて、市内に土地がなくて困っていると。そういうこともあって、土地があれば様々な使用方法があると考えます。公園についても、私が15年前に質問した当時は、1人当たり面積4.8㎡だったのです。他都市が約8㎡だったので、早急な整備が必要ということで、市の努力もあって現在8.3㎡まで上がったと。平成8年に7.8㎡だったものが現在8.3㎡、ここ2～3年で伸びています。しかし、街区、地区、近隣公園は遅れているのです。平成4年から横並びです。これが今の公園状況です。

私は公園にすることがベストだと思いますけれども、あの土地に高層建築物やパチンコ屋でも建てられると、近隣の方も迷惑すると思うのです。ですから用途が決まらなくても、市が土地を取得してこれからの方向づけをすべきだと思いますので、何とか努力してほしいということをお願いだけはしておきます。

陳情第13号について

以前から私が取り上げている問題ですが、ずっと継続審査になっています。当地は通行禁止の看板が出て、28戸の人たちは袋小路に追い込まれています。現在も国立療養所の事務局長と話をして、通行に目をつぶってもらっている状況です。ところが、この土地の売却が決定したという噂が出ていますが、人手に渡れば通行禁止になり、住民は遠回りをさせられると思うのです。長橋3丁目21、22番地に行く道がなくなるのです。

前々の土木部長のときに陳情が出ました。選挙があったのでその前のときですけれども、陳情は2回出ています。

当時、土木部長は道路はできると言っています。桜陽高校のグラウンドの下を下水道が通っているわけですが、その上を整備すれば、下の妙見下通線と接続できると答弁されているわけです。その後、これについて、病院関係のことなども含めて検討しているのかどうか。今までの経緯はどうなっているか、お答えください。

○土木部管理課長

陳情第13号の道路の件につきましては、時期は私も忘れましたけれども、委員の質問にお答えしていると思います。

私どもの基本的な考え方は、現状、国立療養所ですけれども、あの敷地が道路として整備されていて、看板の云々ありますけれども、住民が通行していることも事実で、現地は今の部長も見ています。

ここは前からの懸案ですが、新道の整備は大事業になってしまうという判断で、国療の問題につきましては、保健所が窓口になって国療問題を担当しておりますので、私どもは保健所と連携をとりまして、市としては現状の道路を使うという前提で、相手方に話をするよう保健所と連携をとってやっております。

近況は連絡をいただいていませんが、市は基本的にそういう考え方で、相手と接触する機会を、相手を確定すれば、そういう機会も持ちながら今の考え方で対応していきたいと思っております。

○武井委員

話はご存知だと思いますが、大雨が降り国療下の道路に水が流れ込んで道路を3,000万円かけて整備したと国療側は言っています。当時、小樽市にもこれを整備したらどうかとなった。

国療は無償で貸すと言っていた。当時、市は何の手も打たなかった。その後、2度目の雨が流れ込み苦情が出た

ので直すと。国療側では3,000万円かけて道路、周辺、側溝などを整備した。ところが翌年に会計検査院が入って、ここは避難道路なので、人、車の通行はダメとなった。せめて看板を立てさせてということで立てたという経緯があるのです。

この道はけもの道で、大正9年に既設の道路とするためにという答弁がありましたけれども、事実上の所有権は国療側にあるわけですから、一時は塀を建てられ、縁石で車が通れないようにしたのです。それをお願いして、土を盛ってもらって通れるようにした経緯があるわけですから、私は町内会にも話をしてこの陳情が上がっているわけです。第三者に渡し、いつ通行止めになるか塀を築かれるかわからない場所です。市ではどうしようもないのです。

ところが、市の建築指導課が許可した。あの道路をみなし道路として28軒目の家の建設を許可した経緯があるわけです。ところが通行止めになると行く場所がないのです。経費の話をしたましたが、民有地に入っている人はどこに行けばいいのでしょうか。

そういうことで陳情を上げ、現地調査をした結果、当時の渋谷部長から可能だということも聞いているので、すぐに何かをしるとは言いませんが、そういう経緯だけは覚えておいて、住民の人がまた通れないことのないように整備してほしい。これだけは申し上げておきます。

塩谷街道の問題について

発生原因は係争中と言うから調査していると思いますが、経費、原因がわかったならば、その責任に応じてお互いに金を出そうという協定も結ぼうと言っているという説明でございましたが、一体発生原因は何なのかということが1番目の問題です。

2番目は、工事順延している箇所は、道路パトロールも入れてチェックされていると思いますが、私有地の石垣なので側溝を入れようにも入れられない、こういうようなところは市内に何箇所ぐらいあるのか。あるいは、それにあわせて今度こうしようという考えがあったらお示ください。

○土木部長

私の方から事故原因のことだけお答えします。

警察では、専門の方を含めて鑑定依頼をしていると言っていました。労働基準監督署も、関係の知識を持っている人から聞き取りをしながら調査をしていると言っていました。市も調査をしております。警察の現場検証を含めて調査をしています。まだ警察の調査も継続中であるということで、この場では原因については答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○武井委員

崩落は、どういう状況で起きたのですか。

○土木部長

状況ですか。

○武井委員

状況です。

○土木部長

塩谷線に面している日正寺が所有の石垣前面に古い側溝が入っているのですが、古い側溝ですから、蓋がかかっていない、人が歩くことができないということ、また有効幅員が狭く、通学路にもなっているので、蓋をかけて少なくとも歩行者の安全性を少しでも高めるということで、蓋付側溝に入れかえる工事を発注しています。その中で側溝を外し、新しい側溝を入れるための作業中に石垣が突然、今までの目撃証言なりからしますと、3、4mの高さがあるのですが、中間部ないしは上部から崩れてきたという事故の発生の内容になっています。

○武井委員

その部分だけ表層雪崩のように崩れたと聞いていますが、どのような状況で崩れてきたのですか。

○土木部長

3、4 m、高さは位置関係で変わっていますが、少なくとも中間部よりも上方から崩れたということで、表層雪崩というか、表層すべり、そこまでは現地視察できず検証できませんが、一番下の石積みの根の方から崩れることを技術的に円弧地すべりといって、一番下からすべってくる、言ってみれば一番土圧の大きいところから先に崩れるというのが通常の崩壊の仕方ですが、それとは違うようです。

○土木事業所長

2点目の臨時市道整備予定路線は、当時、79路線を予定しておりました。

その中で、道路に面する石垣、高さが1メートル以上の石垣の路線を43路線調査いたしました。その中で注意が必要な路線が20路線程度ございました。さらに検討を重ねた結果、8路線が危険と判断しました。その路線については、工事をやめるのではなく、地先の所有者と話をし、地先の石垣が改修できるようになったら、その区間を改修して、それを避けて前後の道路の側溝整備をやっていこうと考えております。

○武井委員

この8路線については、できるところはやるけれども、危険なところは残すと理解していいんですか。

○土木事業所長

そのとおりでございます。

○武井委員

臨時市道整備箇所は、年度当初に決められています。地域住民は、整備の期待感を持っています。私有地の高さ1 m以上の石垣が崩れそうで、改修するように言ってもうまく行かない。豊川町でも経費面で所有者が納得せず、工事が進まないというケースがあります。

石垣の所有者以外のほかの地域の人たちは早く工事をしたい。所有者は金銭的にできないと。市は、また事故が起きたら困ると、こういう三つ巴みたいになっているのが現状なんです。早く解消していただきたいと思いますが、部長、それらについての決意はいかがですか。

○土木部長

塩谷線の事故以降、建築都市部と共同で調査も進めております。安全でないと思われる部分も確認してます。

今の話の所有者、沿線の利用者、道路管理者の市があって、いつまでも放置しておくということについては問題だという意識は持っているんですが、公費を入れることの限界がございます。法律的なことも御存じだと思いますけれども、融資とか、助成程度にとどまる内容になっています。市ではモデル地区として、ある地区を絞った調査をやって、どんな状況にあるかを把握した中で、次善の策として、道路管理者としてどんな対応をとることができるのか、そんなことを含めて検討するということで、もうちょっと時間をいただきたいと思います。

○武井委員

快適な道路プランと21世紀プランに記載されています。しかし、身の安全が一番大事ですから、ぜひとも慎重にやっていただきたいと思います。

福祉住宅について

予特で質問して後で返事をするという内容のものです。福祉住宅で1、2階の戸数は何戸かということについて270戸だという返事をいただきましたが、2階の部分は何軒ございますか。

○住宅課長

特目の調査ですが、2階部分で137戸でございます。

○武井委員

福祉の問題もあるから要望にとどめておきますが、137戸、これは福祉住宅ですから足が悪い身障者だけとは限

りません。いろいろな人が入るわけですから、2階でも問題ない方もいるでしょうが、杖をつく方、手すりをつけたとしても、2階以上では市で設置しますが、つけたとしても片方の手につえをついていたら、片方はきかないわけですから、これからは1階に足の身障者の方を入れることなどを考えてほしい。どうしても難しければ、何かスロープ的なものを新築する場合に考えて欲しいということだけは申し上げたいと思います。

アスベスト管の交換問題

すでに何回か質問しているんですけども、平成14年までに、あと2,000mほど残っているアスベスト管を、1年に約500mずつ取り替えていくという過去からの答弁です。現在の計画はそのとおりに進んでいますか。

○水道局工務課長

1 定の建設常任委員会でも回答を申し上げておりますが、11年度末で石綿管につきましては約2,500m、この解消に約2億円かかるという話をしております。今年は国道5号線の改良工事等、大変工事量が多いものですから、500m程度解消できるのではないかとお答えしております。

現在、3路線、約400mの敷設替えをしています。今後につきましては、平成14年度までに全部更新をしていく考え方でございます。

○武井委員

21世紀プランは、12年度で実施計画が1段階終わります。来年からは新しい計画になるわけですが、そこへ向けて早くアスベスト管が市内からなくなるように努力をして欲しいと、胸をぼんと一つ局長がたたいてお約束していただけないか。

○水道局長

毎度、熱心に質問をいただいて大変恐縮をしております。

アスベスト管の敷設替えにつきましては、第1回定例会でも申し上げましたけれども、配水管整備事業の中で13、14年の2カ年計画で解消に向けて努力してまいりたいと考えております。

○武井委員

都市計画道路の問題

都市計画道路は現在、何本ありますか。

○都市計画課長

現在、全体で58路線ございます。

○武井委員

そのうち、計画がもうできているものは何本ありますか。あるいは、そうでなければ実施計画の中に入れようと思っているものは何本ぐらいありますか。

○都市計画課長

実施計画ということなんですけれども、私どもは実施計画については事業課サイド、国の機関と一緒にいろいろな協議しながら実施をお願いしているといった状況にあります。

○武井委員

道路計画を何本立てても良いのですが、昭和10年に都市計画決定して、まだ先が見えない道路が今あるわけです。

58本の中で。このうち優先順位、どれからやっていくか。来年からの実施計画の中に何本入るかははっきりできるかと言えば、それができない状況。しかし、市民は知っているんですよ。地図を見ればそこが都市計画道路になっているわけですから。ところが道路はなくて山になっている。市民は、例えば環状線を含めてですけども、後から計画された道路が先に整備されて、自分の家の前はさっぱりできないなどの不平不満が出てきているのです。

3年待つぐらいなら良いけれども、何10年も、昭和10年から今までとなると、いろいろな問題があると思います。

そういう意味では、都市計画で網を掛けた以上は規制が出てくるわけですから、山道は別にしても、街中ではそ

という問題が出てきます。早く処理していかないと、都市計画はどんどんできていく。ところがいつまでも整備されず市民はたまったものではないと思います。口先だけということになります。

ですから、今後の都市計画道路に対する考え方、5カ年計画でも結構です。実施計画が3年なら3カ年計画で結構ですから、整備箇所を市民に示してやるべきではないかと思いますが、部長、いかがですか。

○建築都市部長

昭和10年に都市計画道路が決定して、いまだに着手していないところがあるという指摘ですけれども、なかなか整備されない都市計画道路が存在するのは事実です。

市としても、都市計画を打っているので、早期整備という考えは当然持っているわけですが、都市計画道路の拡幅をすると建物が建たなくなってしまうとか、早く整備してほしいという方、急がなくても良いという方等いろいろな地権者がいるので、優先順位を決めて、早く住民に知らせるという話もありますが、市街地整備をどうするかが一番の基本でありまして、整備の範囲内で急ぐところは急ぐという形を取らざるを得ない。

不便をかけている地権者もあるかと思いますが、建物の建て替え時には、理解をいただきながら進めますので、優先順位を決めて整備箇所、期間を明示することが難しい現状ですから、理解をしていただきたいと思います。

○武井委員

現在ある道路を、さらに16m道路にすると36m道路にするから網をかけると。これなら私は我慢ができます。それは全戸を動かすのは大変ですから。中央通の事業でもわかるように。

それを言っているんじゃないんです。地図を見たら道路になっていると。例えば双葉高校のグラウンド、南樽駅から降りる住吉通り、荒巻山もそうですし、計画はあるけれども、いつになったら道路ができるのか、そういうところを言うんです。あそこは公園ができますと言い、荒巻山も1.2~1.3haの公園ができますよと言いながら、トンネルになるのか、つくるのかつくらないのか、都市計画を一度決めてしまったら解消はほとんど不可能です。

道路を前提に家を建てた人もいますから、荒巻山の下の人たちは、そういう人たちです。荒巻山も開発が近づいたと思ったのにダメになった。

もちろん市を責めているわけじゃないのです。地域住民のエゴもあります。こういう問題で行政は市民の声を聞く立場にありますから、エゴをどうするかということになる場合もあります。商店街の問題もあります。

しかし、計画があってここに家を建てた人は、いつ道路ができるかということで待っています。だから都市計画道路に決まったところは、できるだけ早く、地図に載っているんですから、今の対応では非常に困ります。

今、部長がおっしゃった現在ある道路の拡幅については我慢しますが、道路の図面ができているが道路がないところ、こういうところを早く措置をしてあげて欲しいと申し上げたのです。よろしいですか。

○建築都市部長

これから整備しなければならない道路も確かにありますが、現道優先で整備ということ、優先順位とすれば、そちらが先だと思います。確かに道路ができるということで家を建てられる方もいると思いますが、こういう事情を考えてほしいということです。胸を張って言えるかどうかは別ですが、そういうものも含めて今後実施してまいりたいと思っています。

○武井委員

実施計画が目前に迫っているだけに、何とかそういうところをやって欲しいと申し上げたんで、頭の中へたたき込んでおいていただきたい。

荒巻山は、平成7年に300万円の調査費がついてます。そして、平成7年6月16日の委員会でこう言ってます。

「近隣公園としての思惑ができた。」と答弁をしているんです。思惑ができたと言ったからできるかと思ったら、変わらなかった。ここは、今後をどう考えているのでしょうか。お答えください。

○公園課長

都市計画上の公園名は稲穂公園、昭和45年に計画しまして、30年間このような状態になっているのは十分理解しております。稲穂5丁目、錦町、石山町の住民の憩いの場として、早期に実施しなければならないと考えておりますけれども、公園に入るアクセス道路等がはっきり計画されていない。一方には大通北線もありますし、一方には海岸公園線もございます。どこにアクセス道路を持ってきたらいいのかが問題です。

また用地も買収しなければならない。色内埠頭公園も来年、再来年あたりにオープンしますし、旧日本郵船の前に運河公園もございます。今すぐ開設しなければならない状況ではないかもしれませんが、少し時間はかかると思いますが、あの公園はやっていかなければならないと考えております。

○武井委員

「思惑ができた」とは何を言うのか、字引を引けば良かったんですけども、私は言葉のとおり理解したものですから、平成7年から5年経過しているわけで、思惑外れしたような感じがします。

古沢委員も言いましたが、公園が少ないと言いながら、都市計画で決まっている公園ができない。そして次の土地改良に進むと不信が出てくるわけですから、決まっているところ、調査費をつけた、そういう思惑のできたところから早期に整備してほしいということだけは申し上げておきます。

河川問題について

於古発川の沈砂池のごみの回収、これを週2回やると答弁されております。現在、やっていると思いますが、週2回ごみを回収した感想、いかがですか。どういうふうに思っているのでしょうか。御答弁ください。

○土木事業所長

確かに観光客に一番目立つ場所に沈砂池がございます。我々も基本的には週2回、火曜日と金曜日に直営で浮遊しているごみ等を清掃しているわけでございますけれども、今後につきましては、このままでいいのかなという感想を、私自身は何らかの方法を考えていかなければならないと考えています。

○武井委員

河川については、皆さんで努力されて勝納川にも予算がつき、魚道整備の目途もつきました。昭和58年から十数年間、勝納川について質問して、21世紀プランの中でもやりますと載った。

清掃、しゅんせつは適正なことをやることを前提にして「河川愛護団体の育成に努めるとともに、ごみの投棄防止や河川の美化、川を大切に作る運動を推進します。」と、こうなっているんです。

ところが観光地の真ん中の道路を、少なくとも週2回ごみを取らなければならない。あの沿線の人たちに教育をしようと言っているの、やっているのか非常に疑わしいです。特に、沈砂池に間もなく帰ってくるであろうサケ、泥にまみれている光景を見ると、観光客は「何やっているんだろう。かわいそうに。」と感じます。しかし、我々は手を出せないんですよ。

手を出したら手錠をかけられるんですね。後志支庁の人を呼んで、サケを助けてもらおうとしても、すぐにはできないのです。だから「腕章だけでも貸してくれ。我々が自主的にサケをまた帰してやる。」と、こう言っているんですが、行政は自分の仕事の手を離さない。前に電話をかけたら、「ああ、そうですか。今すぐには行けないから、あなた方やってください。今回だけは許可します。」ということなんです。

沈砂池にサケが入らないように網を張るという約束だったでしょう。そういうことも市で言っていた。私が言いたいことは、「市民が何とか川をきれいにしよう。この運動を進めます。」と21世紀プランに明文化されています。

その結果が週2回もごみを取る状況。市民のモラル、市の職員が責任を取ってもどうしようもないんです。市民が目覚めないことにはどうしようもないので、河川愛護運動をやると言うのですが、沿線の人たちは現場でそういうことをやったことがあるのかなのか、今までの経過、取り組みを報告してください。

○土木部管理課長

於古発川沿線の方を集めて、愛護の組織づくり、愛護の思想の普及ということもあるかと思いますけれども、今までやってはございません。於古発川下流で、植栽なり花を植えていることが先日の協議会で話題になりました。

私どももボランティアの方と話し合う機会を持って、どう組織づくりしていけるのか、どう教育していけるのか、そういうことを話し合っていこうとしております。於古発川については。

また、私どもも対応が難しいと思っている河川のごみ投棄問題ですけれども、勝納川では30年間、毎年8月20日前後の日曜日に、町内会の皆さん800人ぐらいが集まって河川清掃をするんですけれども、町会の方は、河川を大事にしたいという思想があるから、運動に参加して30年続いていると思うんです。

しかし、町内の方がごみ投棄をする以上に、通行人、市民が市外の方かわかりませんが、そういった方のごみの投棄は、勝納川は広い河川なので毎年10トン以上出るんです。そういったことから考えますと、市民への河川の愛護の思想の普及は私も大事だと思いますし、いろいろな角度で考えていかなければならない。

例えば、蘭島川の近隣の小中学生ですけれども、「水辺の学校」ということを始めて、川に親しんでもらおうと、そういうことで愛護の思想を普及していると。そういったことも一つのきっかけになるだろうし、勝納川整備は5カ年で計画しておりますけれども、上流で小中学生が憩える、遊べる場所をつくる。そういったことも河川愛護の思想の普及だと思います。具体的には取り組むのが難しい問題がたくさんありますけれども、そういった観点でいろいろな角度から検討しながら対応していかなければならないと思っております。

○武井委員

例えば於古発川でも、永年にわたって川をきれいにしたということでタイムス善行賞を受賞した方がいます。そういう一生懸命な方は、勝納川だけでなくいるのです。

しかし、そういう方はいるけれども、それ以上に汚す方がいるから、ああいう沈砂池になるのです。

勝納川は運河の出口を見れば、於古発川の沈砂池よりはごみが流れてきていない。そういう意味では効果が上がっているのかなと。勝納川については。しかし、於古発川は、善行賞をもらっている人がいるにもかかわらず、こういう状況です。啓蒙普及の問題が大事だと思いますが、市も行事などで心構えを見せることも必要です。

於古発川の他に、長橋の旧国道5号線沿いを通っている川が1本あるんですが、長橋郵便局前から暗渠になっているんです。ところが、冬になると凍ってしまう。ごみが入っているものですから、凍って水があふれるのです。

その時も、4トトラック2台分のごみを持っていってもらいました。見えないところにはごみを捨てる、これは良いことではないのですけれども、川は大事ですから、イベントなどもやりながら啓蒙を図って欲しいと申し上げて、終わりたいと思います。

○委員長

それでは、民主党・市民連合の質疑を終結いたしまして、公明党に移ります。

○高橋委員

石垣崩落事故について

武井委員からもありましたけれども、先ほど8路線という話がありましたけれども、その8路線がどこなのか教えていただけますか。

○土木事業所長

危険で改修を要する路線ということですが、育成院東第一通線、オタモイ1丁目山手通線、本田川上通線、豊川第4線、長栄北第一大通線、桜29号線、桜24号線、あと桜町本通線は一応解決して現在工事にかかっております。

○高橋委員

危険の度合いというか、直ちに崩れそうなのか、時間経過とともに数年後には危ないのかという状況については

どうですか。

○土木事業所長

現地の積みブロックを壊して破壊調査をしたわけではございません。目視の調査段階での所見なんですけれども、多少クラックが大きくなっているとか、前面に突出しているとか、抜き石が一部ある、あるいは積みブロックはさされているけれども、許可を受けないで2段組みにして、高さ2mぐらいに1個ブロックを積んでいて、さらにまた上側に2mぐらいブロックを積んでいると、そういう状況でございます。

○高橋委員

補修、補強の方法というのはあるんでしょうか。

○土木事業所長

石垣の背後がどういう状態になっているか、基礎構造、基礎の部分がどういう状態になっているのか調査しなければ、どういう方法、補強方法が良いということは答えられません。

○高橋委員

他の路線、もしくは私道関連もあるのですけれども、素人の目ではわからないひび割れが出てきたら、どこに相談すればいいかとなった場合に、市の相談窓口というのは土木部の中にあるのでしょうか。

○都市環境デザイン課長

民有地の擁壁の関係でございますけれども、民有地の擁壁の相談窓口としては、都市環境デザイン課が窓口となって市民の相談に乗っているところでございます。

○高橋委員

わかりました。大変危険な箇所があるということで、対応方よろしくお願ひしたいと思います。

中央通地区再開発事業について

先日、事業がかなり進んだということで、現地を歩いて確認をさせていただきました。運河側ゾーンと中間ゾーンは、工事が半分以上進んでいると思うのですけれども、全体計画に対して、9月現在でどのくらいの進捗率になっていますか。

○市街地活性化対策室長

御質問は、平成12年度全体の事業の中での進捗率ですか。

○高橋委員

全体の進捗率です。

○市街地活性化対策室長

現在、用地費が下落して事業を着実に実施できていると思っています。事業費ベースの進捗率で60数%進んでいると考えております。

○高橋委員

拡幅される箇所について、以前いただいた資料の中に緑のネットワークということがあります。屋上緑化、窓下のプランターボックス、ポケットパーク、街路樹、実際にできている建物の中で、この計画について検討されている建物はありますでしょうか。

○市街地活性化対策室主幹

緑のネットワークについては、中央通は緑が少ない道路でございます。我々もこの整備に当たって官民一体で緑化を推進していこうということで、道路については土現に緑化を進めてもらう、沿線住民の建物には、委員御指摘のとおり、緑化をしていただきたいという要望を踏まえた形で計画をしてございます。

今、運河側から建物移転をやってきてございますけれども、本通りの角にできた建物ですが、その建物には花壇での緑化、少しでも植物等を増やしていこうとしているところもございます。そうした協力を願いながら緑化に

努めていきたいというのが現状でございます。

○高橋委員

資料を見ますと、駅前ゾーンは未定ですけれども、屋上に植栽されている絵があります。この計画に関して「うち協力します。」というところはあるのでしょうか。

○市街地活性化対策室主幹

現地は駅前に近く、高層の建物を建ててございまして、屋上に庭園を持っている方もおります。そういった箇所を強調して、緑を屋上に持ってってもらいたい、庭園をつくっていただきたいとの提案をしております。

○高橋委員

現地を歩いていましたら、角地の床屋の隣の空き地、北海経済新聞社が今プレハブですので、そこも空き地になると。向い側の太田病院の隣も駐車場になっておりますので空き地なのかなと。現在、何力所か空き地が見られるんですけれども、この空き地の計画を教えてください。

○市街地活性化対策室主幹

現在、空き地となっている部分は、街区整備に調和した形で地権者に再建していただけるようお願いしているところでございます。

駐車場になっている部分については、土地開発公社に先買いをしていただいて、公共的施設を建てるための検討を行っている状況であります。

○高橋委員

旧手宮線跡地部分が空いてしまうわけですが、札幌側はS Lの看板があり、写真を撮っている方がいて、良い雰囲気なのですが、整備を進めると、だんだん底が見えてくるといいですか、穴が見えてくると考えるんですけれども、道路ができて手宮線との繋がりの部分というのは何か考えられていますか。

○市街地活性化対策室主幹

手宮線の中央通の本線側でございますけれども、約80cm程、道路が下がる予定です。36m先の手宮線との擦り付けですが、法面を切る形で擦り付けざるを得ない状況でございます。法面は緑化等で環境整備をしていかなければならないと思っております。また、両サイドの家も再建するので、周りの環境、そういった部分は良くなってくると思っております。

○高橋委員

手宮線の下に岡島薬局が新しくできましたが、目の前に高圧の大きいキュービクルがありますけれども、あれはどうなりますか。

○市街地活性化対策室主幹

現在、岡島薬局の前に大きなキュービクルがございます。あれについては、現在、手宮線の下側の札幌側の歩道でございますが、ロードヒーティングを稼動してまして、その通電するための施設でございます。13年度から工事が開始されますが、ヒーティングが必要ない勾配に変えることで、あの施設は13年度に撤去する予定になっております。

○高橋委員

電線ですが、総体的な計画として地下埋設は考えられておりますか。

○市街地活性化対策室主幹

12年度開始の電線類地中化計画に中央通がノミネートされてまして、13年度から道路工事が始まりますが、電線類地中化については、それに合わせて工事を進めていくことになっております。

○高橋委員

中間ゾーンの整備も進んできたということで、駅前ゾーンの今後のスケジュールはどうなりますか。

○市街地活性化対策室主幹

道路整備については、13年度は運河側で施工ということで、東通線の大同商会のところまでやります。14年度には大通線までやって駅前ゾーンになりますが、15年度に国道手前の静屋通りで完了する予定です。

○高橋委員

最初に、中央通は小樽の顔、シンボルという記載がありますが、シンボルストリートというイメージ、これは市民というか、私もピンとこないんですけども、どういうイメージを考えたのか説明してください。

○市街地活性化対策室長

言葉では「顔」は容易に表現できますが、環境型ということを表現しようかと思っています。

ただ、いろいろと考えたときに、本通りが温かいとか、色彩が豊かだとか、ショッピングが容易にできるとか、そういった年齢、性別に関係なく、本通りが感じ良い雰囲気を醸し出すこと、それが原点だろうと。それを演出するために、例えば街路の方のファニチャーの整備をどうするとか、建物沿線をどう整備をするかについて議論をしてきています。

○高橋委員

市民に、中央通は道路が広がるだけでなく、街並みがこうなると説明をするとしたら、どういう表現になりますか。

○市街地活性化対策室長

御質問としては、位置づけでお答えをしたらいいんでしょうか。

○高橋委員

聞いて、「ああそうか、そういう通りになるんだ」という感じです。

○市街地活性化対策室長

街区空間デザインの図面などは、補足説明用に作られたものです。あくまでも想定でございまして、整備は官民の役割分担、それはハードとソフト両面で考えられると思います。小樽駅前には、まず駅をおりて海が見えるという、ほかの都市にはない特徴的なものでありますし、駅を中心とする中心市街地に歴史的な建物があるのも、全国であり例のないことだと思います。そういった固有の特徴が中央通にできると考えております。

○高橋委員

街路事業で歩道が広がり8mになると聞いております。歩道の活用方法はどうなりますか。

○市街地活性化対策室主幹

歩道につきましては、両サイド8mの歩道です。空間的にも広い歩道になるものですから、市民と潤うにぎわいのある道路にしたいということで、周辺の方々に組織しているまちづくり協議会がございまして、会合で「イベントなり催しが歩道でできないだろうか。」と要望も来てます。我々の考え方に共通する部分があるものですから、イベント等の使用について、極力許可して欲しいということで土現等に話をしています。こうしたことを何とか実現できるようにしたいと考えております。

○高橋委員

歩いて感じたのですが、道路を挟んで札幌側は人通りが多いんですけども、手宮側は思ったほど多くないと思っています。道路を挟んで完全に分断されるわけではないと思うんですけども、札幌側に人が多くなると、まちづくりで検討しなければならないことが多数あると思いますが、この点はどのように考えられていますか。

○市街地活性化対策室長

小樽駅からの入りやすさ、運河側から中央通への入りやすさがあって、札幌側の歩道に人が多くいる状況もございいます。どのように両側の歩道に均等というか、逆転することも含めて考えてございます。

一つの提案としまして、手宮側の魅力づくりが必要だということで、用途は議会でも意見をいただきますけれど

も、市民センターの横に600㎡弱の土地を購入しています。ここは行政としての整備を考えています。

さらに、両サイド共ですが、地権者に商業施設を下層階に張りつけてほしいと要望しまして、例えば1階にショーウィンドーをつけてもらうなどのお願いをしています。

実現するためには官民両方の協力が必要で、頑張っていかなざるを得ないと認識してございます。

○高橋委員

わかりました。これからの検討をよろしくお願いしたいと思います。

下水道の管路の維持管理について

維持管理ということで、管を掃除する必要があると思うのですが、管が詰まったり、詰まりそうになっている、流れにくくなっている確認や調査の方法はどのようにされておりますか。

○水道局施設課長

下水道管、汚水管の維持管理ですが、詰まりはさまざまな状況で発生します。一般的には高圧洗浄車、汚泥吸引車とか、そういうもので詰まりを解消することになりますが、そういう対応をする箇所は、過去に詰まりが発生した場所、もしくは苦情等で詰まりが見つかった場所、そういう箇所を重点的かつ計画的に清掃を行っております。

調査方法は、テレビカメラをマンホールの中に入れて中の状況を観察する手法を用いまして、清掃する管路の選択をやっているという内容でございます。

○高橋委員

詰まったり流れにくくなるという、主な原因というのは何なんでしょうか。

○水道局施設課長

様々ですが、一番大きい理由としては、下水は自然の圧、自然流下で処理場なりポンプ場まで流下してます。そうすると砂などの非常に比重の重いものが沈殿します。こういうものが、長い時間をかけて管路を少しずつ封鎖していくということが一番大きな原因だと思います。

○高橋委員

清掃、検査も含めて、年間の予算規模というのはどのくらいになっていきますか。

○水道局施設課長

管路の清掃等に要します予算は、880万円程度を見込んでございます。

○高橋委員

ここ数年の予算の推移はどうなっていますでしょうか。増額されているか、変わらないか。

○水道局施設課長

詰まりの苦情箇所も増えています。定期的な清掃箇所は例年同様になっていますけれども、今後、増えると予想していますので、予算額は増加してくるかと考えております。

○高橋委員

増加すると言われましたけれども、なぜ増加していくと考えられますか。

○下水道事業所長

施設課長が答弁したように、いろいろなものが沈殿していく。また食料品店が多いのですが、油で処理したものを流すということがあります。他に下水道の管路が、老朽化していることも原因と考えます。

○高橋委員

老朽化している古い管路の対応は、どのように考えられていますか。

○下水道事業所長

下水管は、ほとんどがコンクリート製品で通常50年くらいの耐用年数がありますが、それまで維持できないものもあります。今、課長が説明したように、テレビカメラでいろいろと調査をして、現在はまだやっておりませんけ

れども、将来的には管の中に皮膜を作り流れを良くしていく、あるいは漏水を防いでいくということが考えられます。

○高橋委員

時間の経過でひび割れをした、管が折れたとなった場合は、どのように対応するという考え方なんですか。

○下水道事業所長

テレビカメラを入れて、それは見るだけでなく修理もできるものがあり、そのようなもので対応しようと思っております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をとります。

休憩 午後3時55分 再開 午後4時10分

○委員長

会議を再開し、質疑を続行いたします。

○大畠委員

水道の冬期検針について

上下水道の検針は年6回行われていますけれども、検針件数はどのくらいになるのか。そのうち、冬期間の契約件数と合わせてお聞かせください。

○営業課長

検針件数ですが、11年度で39万7,400件。そのうち、冬期間で見れない部分でございますけれども、10万3,100件程度でございます。

○大畠委員

この委託契約料というのは、どのくらいになっているんですか。

○営業課長

11年度で3,575万8,000円でございます。

○大畠委員

私も検針を受けてます。以前も質問したことがあるんですけども、契約となれば、水道局と各家庭、あるいは事業所ということで、冬期間、水道の見れない状況があると思います。それはわかるのですが、一方的に行われているのではないのですか。

○営業課長

委託している事務ですが、冬期間見れない場合につきましては、前年度納期分を参考にしまして一応認定させていただいております。どうしても多いということがありましたら、御連絡をいただきまして、それに対しては十分応じさせていただいております。

○大畠委員

春先、4、5月の検針が多い少ないということを言っているのではないのです。契約ということは相手方がいるわけですが、水道局が一方的に冬は検針をしないと契約を結んだと言うのです。私が言うのは、契約は相手に説明をして、納得をして検針カードが来るのであればわかるのです。

春先に、私のところも含めて、5月の下水道料が多くて困ると、特に事業をやっている方が相談されます。私も水道局、あるいは検針員なりから、今年の12月からはこうなるという話を聞いたこともないし、水道局から相談を

受けたこともないのです。それが契約と言えるのか、私は疑問に思っています。

お聞きしますと、39万4,000件のうち10万3,000件ですから、約2割5分の方が冬期契約です。検針員は、現場でカードを切って置いていくだけです。見えないわけですから。ところが、お宅によっては冬期間でもメーターが見れる家があるのです。それを契約という名のもとで、春に調整するということで検針カードを置いていくことに、私は疑問を抱いているのです。契約の時期が来ましたら、何らかの形で、冬期間の事情を利用者に説明をして検針カードを切る必要があるのではないかと思うのですけれども、この点についていかがですか。

○営業課長

契約は両者間の相互契約ですから、了解をいただかなければなりません。北海道は積雪がありますので、推定で認定させていただいてますけれども、PRなどをこれからやっていきたいと思っております。

○大畠委員

私も検針対応が悪いと思っています。検針員じゃないですよ。契約に至る対応を工夫する必要があるのではないかと思ったわけです。短期間では困難かもしれませんが取り組んでいただきたい。一方的に決めるのでなく、使用者と納得のいく契約を結んでいただきたい。私も5月の検針を見て驚く一人です。よろしくお願いします。

○水道局長

この問題を委員から初めて質問されたわけですが、私どもの考え方としては、新しく小樽市民になった方は了解いただけない部分もあるかもしれませんが、従来からの利用者については、冬期間はメーターが見れないということで御理解いただいた上でやっていると思っていました。

指摘のとおり、そういう話を聞いていない方がいらっしゃるとすれば、水道局の考え方、水道料金の算定に当たっての賦課水量の関係ですが、今回メーターが見れないので、前年同期の水量で推定をして賦課をしました。」という旨の説明書的なもので理解いただくことが良いと思います。

ただ、件数的にかなり多くなりますので、一度にできるかはわかりませんが、委託業者と調整しながら、冬期間最初に推定水量を把握する段階で何らかの形で各家庭に説明をした方が良く、話を聞いて思いましたので、今年の冬から営業課内で調整しながら対応させていただきたい。

ただ、これにつきましては雪解け後に精算をするという形になっておりますので、市民に多く水道料金をいただいているということとはございません。その点については御理解いただきたいと思います。

○大畠委員

私も多いとか少ないとかを言っているのではないのです。精算もある程度わかります。私のところは冬でもメーターを見れます。そういう家庭もあると思うのです。冬ということで検針票を機械的に切っている事例があるのではないかと。局長の話によってわかりました。

水道局の夜間対応について

緊急に詰まった場合の下水管の説明がございました。特に夜間、あるいは日中でも構いませんけれども、こういう場合の体制はどのようになっているんですか。

○（下水道）建設課長

大雨時の緊急の場合は、下水道事業所の中では第1段階、第2段階、第3段階という災害体制での連絡網と、業者の協力を願ってマンホールのポンプ、排出用の水中ポンプ、土嚢、そういう体制もとっておりまして、ある程度の対応はできるのかなというふうに考えております。

○大畠委員

第1から第3までであるということですが、第1から第3までの体制をお聞かせください。

○（下水道）建設課長

まず、緊急通報が入ってきます。通報が入った段階で、局長、所長、総務課長に連絡が入ります。それから夜間

に私どもの段階、建設課長なり施設課長、そういう段階に入ってきました、第3段階では各人員配置、私の方から連絡をしていくと。それから業者にも連絡をしていく、そういうような形です。

○大島委員

第1から第3まで体制があるそうですから、第1、第2、第3とどう違うのかお聞きしたかったんです。

○下水道事業所長

第1、第2、第3というのは、災害時の体制ということでございまして、第1次には警報が出た場合にというようなことから始まりまして、降雨もありますでしょうし、災害には下水道といえども地震の関係もございしますのでその度合いに応じて第1、第2、第3と決めておりまして、第3次ということになると、一番大きな形で、道路が寸断された、職員が来るまで大変だ、という場合には、地域地域で集まるということも考えておりまして、その辺の準備をしているのが第1次から第3次までの体制ということでございます。

○大島委員

そうすると、それは日中も夜間も含めてですか。

○下水道事業所長

日中も夜間も同じようにします。

○大島委員

土日、祝日、夜間の対応はどうなりますか。

○下水道事業所長

通常の場合でしたら、当直に全部電話が入ることになっています。

それで、当直で業者に連絡するとか、あるいは私どもに連絡が来るとか、そういうことでして、いつも当直には電話の対応、これは窓口だということを言ってます。

○大島委員

当直は何人体制なのか。協力している当番業者がいるわけでしょう。それらの体制はどうなりますか。

○水道局主幹

当直は水道局の嘱託職員が2名で、土曜、日曜、祭日その他夜間5時から翌朝9時20分までです。当番業者については、管工事協同組合と待機委託契約を結んでおりまして、今は4社で毎日1社ずつ交代制でやっております。

ただ、足りない場合は1社があとの3社を招集して、最終的には4社が動く形になります。

○大島委員

夜間は当直が2名、管工事組合に委託をして4社体制ということですが、4社体制というのは1日1社なのかそれとも4社があるのか、あるいはまた地域的に分かれているのか、その辺お聞かせください。

○水道局主幹

1日1社でございます。

○大島委員

局地的に、あるいは全市的に雨が降った場合、間に合うんですか。1社で。

○水道局長

質問の趣旨は理解したのですが、緊急に詰まった場合、家庭で何かの事情で詰まった場合の対応をどうするか。これは主幹から申し上げましたように、昼夜問わず当直、指定業者がいて、緊急時はそこで対応しているということでもあります。

また、大雨警報等が出てマンホール等から溢水したという場合は、水道局の職員が夜間であっても出勤をして業者と手直しといたしますが、いろいろ手配をしながら対策を考えていく。こういう2つの対応ということで御理解いただきたいと思います。

○大畠委員

実例を挙げてお尋ねします。9月2日の夜間の体制はどうだったのか、お聞かせください。

○水道局施設課長

9月2日の夜の大雨の際、4時ごろまで土曜日だったので当直に市民から苦情が入ってます。私どもにも緊急の連絡が入りまして、すぐ処理場に行って降雨量等を判断して所長に連絡するとともに関係職員を招集しました。

○大畠委員

9月2日は強い雨が降りました。土木部によると、特に赤岩で多かったという話でした。6時頃に二股付近の歩道にある下水管のマンホールから吹き出しました。それから、自宅のトイレから水が流れず吹き上げてくる。そういう相談があって、私は水道局に電話しました。

驚いたのは当直の対応のまずさ。名前も聞いております。事情を話すと「今あちこちで溢れている。電話がいっぱい来ている。業者に連絡するけれども、電話番号を教えてくれ」と。業者はどこかと聞くと、新光ですと。調べていただければわかると思います。急を要するのに新光町かと。豪雨でまだ降りそうだったから、出勤時間を尋ねたら、わからないという当日の当直の対応でした。

赤岩と新光となれば遠いです。しかも大雨で大変困ってます。その後の話で消防も来たようです。私に依頼された方が電話をくれて「消防が来て水が引いていった。便座の水が引いていった。」ということだったんです。

水道局が今言ったような体制であれば、新光の業者がああ雨のときに駆けずり回っても知れてます。だから、その体制がどんなものかお聞きしたかったんです。お客さんを相手にする店であれば、トイレは使えませんかといかないわけです。緊急を要します。だから、体制をきちっとしてほしい。

当直の電話対応には驚きました。後で名前を教えます。恐らく役所のOBの方だと思います。注意してください。

トラブルがあればすぐに対応できるような、「今、各地で溢れているからすぐには行けない」という対応はないでしょう。私もびっくりしたわけです。よろしく御指導のほどお願いします。

○下水道事業所長

今、お伺いして驚いたわけですが、そういう事実があったということを素直に受けとめて、今後、十分注意をしていかなければならないと思ってます。9月2日は一時的には災害的な量でございましたので、確かにすごかったと思いますけれども、対応については十分気をつけてやっていきたいと思っています。

○大畠委員

災害的な大雨ということですが、現体制での出来事ですから、十分注意していただきたいと思っております。

上赤岩街道工事に伴う出水事故について

建設工事現場に関して、地域住民に対して説明会を開いていますが、目的は何なのか。また、そこで出された意見や要望、それをどのように取り上げていくのかお聞かせください。

○建設課長

工事説明会は、発注者の市と請負業者双方が出席しまして、住民に工事内容を説明するとともに、工事の進行に当たって地元から意見、要望がありましたら、工事実施に際しては十分に意見、要望に留意しながら進めるという性格のものでございます。

○大畠委員

実例の一つ挙げます。上赤岩街道の工事に関してです。工事説明会が地元住民が集まって開かれました。この委員会の久末委員長も町内会長、議員の立場で出席しております。住民の話も聞いております。これまでは山中の工事であまり住民と接するものではなかった。

しかし、出水の問題は以前もあったことは、かつて委員会で話をしたことがあります。住民の目に触れる場所の開削工事が、今年の6月から始まっています。住民説明会時、水の問題については地域の方から、春先の水、大雨

時の問題と随分出されておりました。

私も地域住民の一人として、「ここは想像を絶する、予想を超えることがある場所です。だから、そのあたりは十分に対応してください。」と、説明に来た市職員、工事請負業者の現場監督に話をしておきました。そのことは了解したのですけれども、工事が始まって大雨が2回ありました。7月28日か29日。また9月2日。先ほど下水道の件で話をしたとおりです。

7月の雨は、夕方から降り出して嫌な雨だと思いながら床に入ったわけですが、夜中に大雨になり朝5時半に起きて現場へ行ってみました。現場は水があふれて大変な濁流になっておりました。幸い、ここのお宅は歩道が高かったために水が流れ込みませんでした。升がありまして、ポンプも2台あるんですけれども稼働してませんでした。

ここに現場写真があります。工事関係者はまだ一人も来てません。そのような中で土砂が削られ、現場は濁流になってます。法面から滝のようになっているのは、工事の済んだ箇所の側溝がここで切れているために、ここから滝のように流れていた。それが現実です。間もなく工事関係者が来て土嚢を積んだりしたのです。

この雨の後、ポンプ、大発電機を増やして、仮設側溝も設置して対応は大丈夫としていました。確かにその後、そういうものができておりました。これで安心と思っていましたところ、9月2日の大雨です。委員長、この写真を皆さんに見てもらってよろしいですか。

○委員長

どうぞ。

○大畠委員

これで大丈夫とした仮設側溝ですが、底に張ったシートもダメ。それが夕方の5時頃です。だんだん流れがひどくなってきました。前段でお聞きしましたように、地域説明会のときに地域の方の話をどう生かされているんだろうか。これをお聞きしたのは、そういうことなんですよ。

その雨の後、土砂が随分流されました。量はわかりませんが、整備完了した上赤岩道の祝津山手線の雨水溝に流れ込んでおります。もうすぐ雪の時期になるし、山手線も場所によっては、2mを超える雨水溝が入っているんです。また、20m間隔で雪投げ投雪溝がついている。一昨年2月に雪が詰まったということで、側溝の雨水溝に入って一人亡くなっています。5年前にその方から、砂利が詰まって雪が流れないという相談を受けまして、管理課に見てもらったことがあります。当時、地域の方が水に対する要望、意見を出していた。あの時、素直に聞いて、今回できた仮設側溝を設置していれば、手戻り工事にはならなかったと思います。そのように生かされなかったことを残念に思います。

祝津山手線付近では、5mぐらい掘った大きな雨水渠がやはり雨の土砂で埋まり、工事が2カ月ぐらい遅れた経緯がございます。そのことも話をしました。しかし、そのことが今回生かされなかったことについては、非常に残念に思っています。

今も言いましたように、この雨水溝は雪を投げられるようになっていきます。かなりの岩石や土砂が流れ込んだと思いますけれども、どのくらいの量が流れ込んでいるかわかりますか。

○建設課長

指摘のありました出水問題ですけれども、住民説明会での意見を無視したとか、軽々しく考えたということはないですけれども、結果として、二度にわたりこうした事態を招いたことにつきましては、発注者として業者指導の甘さ、それから業者の現場管理の甘さがあったと反省しております。

質問の点ですが、その後の調査で雨水渠への土砂の流出量は約70m³と推計しています。

○大畠委員

70m³が多いのか少ないのかわかりませんが、かなりの量だと思います。また、二度の大雨時のもの、長

年、積み上がったものがあると思うんですけれども、今回のものが70m³、雨水溝の中を調査したようだけれども、古いものを合わせるとどのくらいの量が堆積されているようですか。

○建設課長

指摘の祝津山手線との交差点から、下流のオープン部までの雨水溝の中ですけれども、その中には過去から溜まっていた分も含めまして、全体で約150m³の土砂の堆積を確認しております。

○大畠委員

150m³の量が思い浮かばないんですけれども、10t ダンプに換算すると何台くらいになりますか。

○建設課長

土1m³、普通は1.8t くらいに相当しますので、おおむね5m³ぐらいが大型ダンプに積めることになると、150m³ですから30台くらいになると思います。

○大畠委員

5m³を積んだ10t ダンプが30台ということになれば、かなりの量がこの雨水溝の中に堆積していると思います。

これらは雪が降る前に撤去されるんですか、どうなんですか。

○建設課長

現在、こういった方法で除去するかということについて、業者と打合わせをしながら検討してございます。この冬までには何とか除去したいと考えてございます。

○大畠委員

是非、除去していただきたい。費用については、市、業者のどちらが持つのかわかりませんが、住民の声を聞いてその対応をしてくれたならば、こんな後始末をしなくても済んだと思っております。間もなく雪のシーズンですので、雪が降る前にこの土砂を除去していただき、雪がスムーズに流れる方法をとってほしいと思います。

部長にお尋ねしますが、工事現場を監督するのは発注者の市ですから、住民の声を受けとめて、それに合った請負業者の指導をしていただきたいと思うのですが、いかがですか。

○土木部長

指摘については、建設課長から反省を含めて今後の対応の話をしましたけれども、市として仮設計画を業者に負わせた部分、任意仮設ということで業者対応に任せた部分、10年前の出水とか、地元の意見対応という点が不十分だったということで、そのことについては、経費的な面も考慮して対応しなければいけないと思っています。

祝津山手線の整備に合わせて、今年の冬に間に合うように対応をしなければならないと思っていますし、今後、繰り返さないようにということで、建設課の業務が過密ということもあったので、土木部として反省をしなければならないというか、今後、業務の改善も含めて良い対応ができるようにしたいと思っています。

○大畠委員

よろしくお願いします。

高島小学校付近のバス停、信号機について

市民部と関わる部分ですが、市長への手紙ということで、赤岩の方からバス停の問題、高島小学校のところの信号機の問題、1定、2定でも質問しましたが、信号機の件は交通安全対策課と協議をしながらやっていると思いますけれども、この点についてはいかがですか。

○土木部管理課長

2定の常任委員会で話しましたが、土木事業所、交通安全対策課、小樽警察署で4月に現場点検をしました。その後、警察署で公安委員会に上申しまして、公安委員会は2名で全道の信号機要望箇所を調査して現地を歩いてみると。要望は多いが、予算の関係もあり結論づけには時間がかかるということです。

その後、交通安全対策課と連絡はとっているのですが、最終的に公安委員会が現地を見て、警察署が公安委員会

に上申して、それを受けて公安委員会が現場を見た。そういった中で、この箇所の信号機設置についての最終的な調査結果といいますか、公安委員会の正式な考え方は来ていないと伺っております。

○大畠委員

先日、交通安全対策課長に聞きましたら、高島小学校の教頭も含めて現地視察したと聞いておりますが、信号機設置が難しいという判断だと聞いています。しかし、前段でも申しましたように、高島小学校にしても北山中学校にしても大規模校で、児童、生徒、一般の方も通るところですので、難しいということではなくて、一步進んで担当課と協議をし、何らかの方法を講じていただきたいと要望いたします。

バス停の問題についても止まる場所がない。特に冬期間、海側といいますか、公園側の法面を何とかできるのではないかと。もうすぐ冬です。期待の持てる返答をお聞きしたいのですけれども、その後はどうなってますか。

○土木事業所長

指摘の高島小学校前のバス停の場所ですけれども、現状はガードロープがあり、そのわきにバス停がついている状態で、降車溜りのないスペースとなっております。今シーズンにできると今は言えないんですけれども、検討する余地はスペース的にはあるということでお答えしておきたいと思います。

○大畠委員

今シーズンにできるかわからないということですが、冬の状況も以前の常任委員会でお話ししてます。雪山に乗らなければバスを待てないという状況ですので、できるかわからないでなくて、用地は市にあるわけですから、溜り場をつくっていただきたいと思うんですが、部長、いかがですか。

○土木部長

やるとすれば、臨時市道整備が交通安全対策費となるんですけれども、執行状況で予算残額が乏しくなっています。そんなことで、一番実態を知っている事業所長の答弁になりましたが、もう一度予算を洗って、何とかできるかどうか、そこまで詰めた検討をさせます。

○大畠委員

最後に、もしできないとすれば、冬期間の除雪、排雪だけは十分にやっていただきたい。前にも申しましたように、バス停の前は運送屋です。トラックの出入りが多数あります。危険な場所ですので、予算的に難しいならば、来シーズンに向けて早急に対策を検討していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

それでは、市民クラブの質疑を終結いたしまして、自民党に移ります。

○新野委員

臨時市道整備事業について

12年度の臨時市道整備事業計画の79本が発注になりますが、何本計画は出ていましたでしょうか。

○土木事業所長

当初79路線を計画に上げました。現在、発注済のものと、これから発注するものをカウントして、進捗率は約85%になっております。

○新野委員

85%と言われましたが、残路線15%は何路線で、12月までに終わる予定なんでしょうか。

○土木事業所長

残路線は15路線程度ございます。予定としては、除雪体制との関わりがありますので、10月、遅くとも11月上旬にはすべて発注して、12月上旬ぐらいまでには完了させたいと考えております。

○新野委員

予定どおり完了するようですが、地域の方に言われました。例えば市民会館前の通りが工事後3カ月経過しています。地元してみれば、今度は図書館前通線にかかるという期待感があるわけですが、一カ月も二カ月も経過しても、臨時市道整備計画にのっていながら工事に着手しない。市はどう考えているのか、少し配慮できないのか。

私どもの立場では、地域で今年は3本整備計画があるという、隣接している方もやはり期待します。それが全然違う箇所に入っている。何か配慮が必要です。見直して欲しいと思うんですが、どうですか。

○土木事業所長

指摘のとおり、地域では1箇所整備に着手すれば、隣接道路も施工するのがベストだと思いますけれども、我々は少人数で1人が大体30本の設計を組んでいる状態でございます。積算に時間も要するところもあり、現場の状況、工事の容易な箇所でトラブルのないところ、そういうことを勘案しているので、努力はしていますが、現段階で即これをやっていくということは、なかなか難しいと思うわけです。

○新野委員

私が関係する地域に、計画が実施されていない箇所があるので、早く工事に取りかかるようお願いします。

融雪施設設置資金貸付制度について

今年度から始まった融雪施設の設置資金貸付事業の利用状況はどうなってますか。また、来年、再来年と継続するものか、現在の利用率を考えて将来的に増資を考えているか、規模をどうするか等、教えてください。

○土木部管理課長

融資制度は9月22日現在、貸し付けが確定しているものは133件、金額で約1億1,000万円です。申込件数は200件を超えてまして、予算的には200件2億円を計上してますので、これから申請して却下されることは、実績から見えないのですが、審査等に時間がかかるので、最終的な数字は初めての年度ですから予想が難しいのですが、補正予算の準備が必要と考えています。

また、来年度以降は、今年度が10月末までの受付ですから、今年の実績を考慮して予算計上をしていきたい。

少なくとも今年度で終わることはありませんので、何年後まで続けるかは申し上げられませんが、要望が多いので、この制度は当面は続けていきたいと考えてます。

○新野委員

今年度の除排雪について

除排雪の計画で、新規の除排雪路線延長や路線名などを伺いたいのですけれども、まだ決定していないということでしょうか。

○土木部主幹

今年度の実施計画ですが、まだ計画等については決まっていません。来月の中ごろに町内会の除雪懇談会を予定しておりますので、御意見を聞きながら実施計画を立てていきたいと思います。

○新野委員

計画ができてから決まることだと考えますが、雪捨て場について何か新たにお考えになるのか。今後、陸上、海上、公園グラウンドなどを利用するのか。また、中央埠頭基部の雪捨て場はこれまでどおりなのか。今度の冬は、縦貫線の車両の混雑、また十字街路に信号機がついた影響を市ではどう考えていますか。

○土木部主幹

新しい雪捨て場等についてお答えします。

昨年も中央埠頭基部には約150万m³の雪を捨て、かなりの閉塞状況になってまして、前から基部の捨て場についての議論を北海道で行っていますけれども、今年度、できるだけ海上処理を減らすという方向で、新しい雪捨て場を考えております。

今まで市民の雪捨て場は中央埠頭基部、豊井浜、銭函の3カ所を設けておりましたけれども、中央埠頭基部にかな

りの量が入ってきておりますので、それを減らすことにより海上処理の雪を減らすことができると考えてますが、市民の雪捨場を新たに1カ所、別途設けたいということで検討しています。

○新野委員

設置の意向は理解しますが、場所は発表できないんですか。

また、縦貫線の中央埠頭基部なんですが、あの辺の交通の影響というんでしょうか、混雑状況というのは、これまでにないものがあると思うのです。市として対策を考えていかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

○土木部長

私から、雪捨場の候補地についてお答えします。埠頭の交通関係は事業所長の方からお答えいたします。

雪捨場については関野主幹が答弁したように、昨年、一昨年と、海上投棄の様々な問題が現実に出てきている、ないしは市民からも指摘されている、市長への手紙でも改善すべきという意見も出ています。

道路管理者、市民の雪を含めて陸上投棄の場所を探すということで、例えば望洋台の背後地、臨港地区内の一部遊休地、赤岩、幸方面など、現時点では具体的に言えなくて恐縮なんですが、そういう地区内で設置するとか、天狗山の山裾でやるなど、今いろいろな検討をしています。今年度に対応できるところから、捨てる量を増やして海上投棄を減らそうと考えています。

水質汚染、環境問題、費用的なことも含めて、恒久的な雪捨場として考えたとき、海上投棄はダメだろうということで、現状の雪捨場の銭函についても考えていかなければならないと思っております。

もう一つ、国は現在ある熱エネルギーを有効に使う方法の検討を各自治体に指示してまして、その中で、下水処理水の使用を議会で提案された経過もございますけれども、イニシャルコスト、ランニングコストを含めてですけども、かなり厳しいという感触を持っていますが検討しなければならない。海、山、それから違ったエネルギーを使ってという、そんなことでの検討を進めておりまして、今年度の取り組みからさらに2、3年後に土地を買うとか、借りるとかを含めて拡大していこうという方針で考えております。

○新野委員

道路整備、除排雪については、財政問題も含めていろいろ課題があると思います。これまでも研究が進み、年々グレードアップが図られていると信じてますが、きちっとした見直しをしていただきたい。

市は一生懸命貢献をしていることは認めるわけですが、市民から見ますと、理解度、満足度ということについて市はどれだけ理解しているかと思うわけです。冬期間は、雪のことで隣近所が厳しい人間関係になることもあります。それだけに、雪対策の行政サービス、市から地域に事前に除排雪計画の情報提供をするなどして欲しい。

具体的には、私が土木部に電話をして、「こういう要望が来ている。何週間もこういう状況だ。」と訴えて、それに対して「1週間待ってください。」、そういう時代ではないと思います。今はパトロールカーもありますし、コンピュータ関係は格段に進歩しています。時代に対応して地域の方に積極的にサービスする配慮が欲しい。そして、市民の満足度が目に見えてくる、そういう行政をお願いしているわけですが、どうでしょうか。

○土木部長

指摘の部分、今年から雪対策主幹を置いた狙いはここにございます。従前の除雪水準のあり方、冬対応の道路整備のあり方、坂道対応のヒーティングであるとか路面管理のあり方、もう一つは、昨年、一昨年と、市民の雪を市の道路除雪・排雪の中で流していくことでの、除雪・排雪路線に隣接していない方との不公平という問題、そういう官民の、言ってみれば分担といいですか、負担の自己責任であるとか、これは事業所についても同じようなことが言えるんですけども、それと生活弱者という言い方は適当でないかと思えますけれども、高齢世帯、独居老人、障害をお持ちの方への対応をどうするか、これは福祉部に投げかけながら、私どもがやっている冬対策、雪対策の中でできれば良いと思って、札幌の計画も参考にしながら広範な取り組みをやっています。

それと情報化ですが、委員が言う迅速な対応についても、今の土木部主体の除雪本部体制では、他の部局の応援

を得なければいけない部分があると思います。そこまでの話になりますので、今年、来年度でそこまで具体的に詰められるかは別として、一番ニーズの高い雪対策について、一定の方針なり具体的計画まで何とか持っていきたいと思っております。

○ 松本委員

都市計画道路の整備について

平成4年6月23日付で和宇尻中央通線、銭函新通線、礼文塚通線、歌棄通線の4路線が一括で都市計画決定がなされております。その後、平成6年4月22日に事業認可を受けて、測量費、用地取得費、支障物件移転補償費、築造工事費など、4路線のそれぞれの現時点での進捗率をお知らせください。

○ 建設課長

歌棄通線については、まだ事業認可を受けてございません。3路線についての進捗状況を説明しますと、銭函新通線は延長490mの路線ですけれども、約6割の進捗率です。礼文塚通線は延長560mですけれども、まだ1割強程度の進捗率です。和宇尻中央通線は、とりあえず780m区間が事業認可を受けて進んでまして、事業費ベースで約4割の進捗状況になっています。

○ 松本委員

この事業費ベースで、銭函新通線60%ということは、用地取得、支障物件移転補償費までは、ほとんど済んだということでしょうか。

○ 建設課長

銭函新通線は、用地補償関係はかなり進んでいます。ただ、まだ完全に終わったということではございません。

○ 松本委員

和宇尻中央通線の工事費が、今年度初めて約1億8,000万円計上され、これは工事が着手されたということですね。

○ 建設課長

今年度予算額は約1億8,400万円ですけれども、この中には本工事費も今年度から計上しています。ただ、まだ発注はしていません。この秋からの工事になると思います。

○ 松本委員

銭函新通線は、ほとんど用地取得が済んで工事に入る段階ですので、13年度の予算には築造工事費が計上されると考えてよろしいですか。

○ 建設課長

そのとおりです。雨水、排水処理の問題が課題として残ってますけれども、道路本体は13年度の完成を目途に進めていきたいと考えてございます。

○ 松本委員

銭函新通線は、事業認可期間が平成6年7月22日から平成11年3月31日までですけれども、この工事は予定より遅れているのですか。

○ 建設課長

正直に申し上げまして、予定よりも遅れ気味です。

○ 松本委員

歌棄通線は事業認可がまだされていない。測量もやっていない。これはやる気があるんですか。

○ 建設課長

この3路線整備の遅れの原因はいろいろございますけれども、現状は秩序ある宅地開発の誘導、促進、あと築造

雨水対策の関係で必要な工事があるということで進めてございます。

当面、事業化している3路線については、今後の事業費が相当な額に上りますけれども、早期完成を図らなければならないというスタンスで臨みたいと思っております。新たな路線整備は、国道5号線が4車線になるとか、我々が今進めている路線が完成した後の地域の交通の動向なり状況、こういったものを見なければならないと思っております。ましてや最近の公共事業の厳しい情勢を考えますと、当面、新規路線に着手するというのは極めて困難だという解釈に立たざるを得ないと考えております。

○松本委員

それでは、歌棄通線は白紙状態ですか。

○土木部長

都市計画街路事業の銭函地区については、建設課長からお答えしましたが、今後の整備の進め方、これは都市計画事業にない道路事業も含めてですけれども、従前の町内路線の整備は一定の成果を上げ、一定の完了を見たと考えてまして、今後は既成市街地、D I D区域といいますか、そういう地区の隘路解消、武井委員から既成市街地の都市計画決定を何十年も実施していないという話がありましたけれども、そこに焦点を合わせるわけではないんですけれども、産業、生活者、商業、観光面から隘路になっているところを重点的に整備するということで、郊外の今後の新たな取り組み、近年、都市計画決定された路線の整備よりも、新市街地を優先的に整備する方向に持っていくという方針の中で、歌棄線は、現況では、もうちょっと先の整備と思っています。

○松本委員

それでは、事業認可になった3路線について完成目途を教えてください。

○建設課長

銭函新通線は、排水処理の関係で厳しい状況もありますけれども、13年度完成に向けて現在努力しています。

礼文塚通線は、事業認可どおりの平成15年度完成を目標として考えております。

和宇尻中央通線は当初計画から若干延びましたけれども、平成14年完成を目標に進め、本年度から本工事に入る予定です。

○松本委員

この4路線についてはわかりました。

和宇尻中央通線は崖の上で道路が行き止まりになります。その先については、どのように考えておりますか。

○建設課長

和宇尻中央通線は袋小路ではございませんで、礼文塚通線と繋がり地区内の外枠を囲むようなルートです。

○松本委員

もっと先の部分の話です。

○建設課長

和宇尻中央通線の延長につきましては、現況ではその延長は当面困難だと考えております。

○土木部長

松本委員が言うのは、銭函1丁目から銭函駅裏に抜ける、10数年前の計画路線のことだと思うのですが、当時の構想計画は、銭函駅裏の道路を含めて環境悪化しているということと、駅としても駅周辺の交通ネットを大きく改革しようということ、道路延長して下手稲通までアクセスさせるという大きな構想であったわけですが、現在、駅なり駅裏の再開発を進められる情勢にないという中で、あの構想を中止するわけではないですけれども、改めて都市計画決定をするという形はなかなか難しいと思います。

○松本委員

今、部長の話にあった「銭函地区まちづくり構想研究会報告書」が、平成6年3月に出されています。B4判の

36ページの一部カラー刷りで立派なものですけれども、部長は見たことがありますけれども、後に異動してきた原課の方はこれを見たことがありますか。

○都市環境デザイン課長

平成6年調査の報告として、我々の課でプロジェクトを引き継いだわけですが、内容にいろいろと課題がありました。土木部長の話にあったように、まちづくり構想における地元了解ということに課題があるということで、すぐそれを計画決定にまで持ち込むのは難しい状況と感じております。

○松本委員

部長が担当者でしたが非現実的です。ほとんど夢物語みたいなものですが、その中で「この構想を基本として和宇尻中央通等の計画作成に反映させていただく所存でございます。」と書いているんですけれども、計画に何か反映されましたか。

○土木部長

構想づくりスタートのとき2年間私が担当しまして、都市環境デザイン課長から答弁したような現況ですが、札幌市域と銭函地域のインフラ整備の格差が大きいということで、銭函地区の商業機能の集積が進んでも、購買力が札幌に逃げてしまっているということで計画策定をしたのですが、少なくとも和宇尻中央通線を駅のところまで何らかの形でタッチをさせたいという思いの中で、あの部分だけをまず都市計画決定をして、計画決定事業化可能な時点で、残りの部分の都市計画決定をして事業化を進めるとした経過がございます。

○松本委員

道路も寸詰まりですが、議論も寸詰まりになりましたので、この話はこれで終わります。

桂岡市営住宅の空家集約について

桂岡市営住宅は118戸ありますけれども、現時点での入居率をお聞かせください。

○住宅課長

現時点での入居率ですが、52戸入ってございまして、44%になっております。

○松本委員

経常的に50%を切っているのです。それで、半分以上が空いているということなんですけれども、住宅再生マスタープランによると、桂岡住宅は平成25年に初めて建て替えを検討することになっておりますけれども、まだ12～13年あるのですけれども、あれはあのままだいのですか。

○住宅課長

住宅再生マスタープランでは、指摘のとおり平成25年、26年ということで計画を盛っています。ただ、この住宅は、長屋形式23棟です。入居率は44%を切っているのですけれども、長屋の棟数は1棟につき4戸ないし6戸入ってまして、空いている棟が、かなり点在しているというのが実態です。

居住者も建物に対しての愛着があります。計画そのものを早めることは、この団地は昭和44、45、46年と3カ年で建てましたが、市内にはオタモイ、塩谷、最上とまだ古い長屋形式の住宅もあります。こういった中でマスタープランに位置づけされたと考えてまして、現時点では桂岡も計画どおりという形になると思います。ただ、空き家状況によっては、変更等の見直しもあるのかなと思っております。

○松本委員

いきなり建て替えると言っているわけじゃないんです。あのままですと4軒から6軒のところに1軒ずつしか入っていない。除雪もしなきゃならない、草も取らなきゃならない。この夏も草を刈ってもらいました。冬は除雪してもらいました。経費がかかるのです。

真ん中の道路から左と右に分かれています。左の方はほとんど住んでいません。そうすると、左の人を右に集約して、左の方をどうするかとか、全部建替予定再生戸数は118戸のうち48戸ですから、48戸をこれから建てるのに

戸建てにするわけですから、そうすると土地は半分で済むのです。48戸建てるときでも。そうすると、右に全部集約して左側を全部撤去して更地にして、その更地をどのように有効利用するかということを考えた方が良いのではないですか。

○建築都市部長

桂岡の市営住宅は、入居率44%ということで、住宅の中では低い方という認識をしています。

松本委員が言われたように、点在している方を1カ所に集約して、空き屋の有効利用が図れるのではないかとことも、確かに我々はそういう認識をしておりますけれども、実際に入居している方は、移転となると、快く移ってくれる方もいるかもしれませんが、永年住んでいる方はなかなか動きたくないという話もありますので、マスタープランでは平成25年に検討となっていますけれども、入居率が低いということもありますので、住民の意向調査をしながら、どういう形でできるのか考えてみたいと思っています。

○松本委員

空いているところは、本当に何か怖いです。建物の前の物置にドアもない。中には大型ごみがいっぱい入っている。歩行者がたばこの火でも落としたら火事になる、そんな状況ですから愛着なんてものはないです。

きちんと説明したら集約できます。土地の有効利用となると全庁的な話になりますので、集約、撤去、更地にする、跡地はどのような利用をするかを全庁的に検討しなければならないと思いますので、事業再評価委員会で検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○建築都市部長

委員も御承知と思うのですが、再生マスタープラン策定には、建設省の認可を受けてつくったということもあり、すぐ改正ということは非常に難しいです。ただ、現況の中でどうしたら有効なものができるかということは、今後いろいろと検討していきたいと思っています。

集約ということは、小樽の中にもいろいろな住宅地もあるわけですし、その状況も見ながら進めなければならないということで、今の状態で良いとは考えていませんので、どういう形ができるのか考えたいと思いますので、御理解をお願いします。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩をいたします。

休憩 午後5時35分 再開 午後6時10分

○委員長

休憩前に引き続き会議を再開し、議事を続行いたします。

これより一括討論に入ります。

○古沢委員

付託案件について態度を表明して、2点について意見を述べたいと思います。

議案第32号については賛成であります。陳情第43号、第47号についていずれも採択、継続審査中の案件全件にわたって採択を主張いたします。

なお、付託されております陳情第47号についてであります。他会派の皆さんが採択に賛成すると信じていますが、特に街区公園について適当な用地、土地がないということで、その実現を願いつつも実際に陳情を上げることができない。そういう状況の中で、たまたま最上1丁目に適当な土地が、しかも国が持っている土地だということで、周辺の方の公園緑地として活用していただきたいという願意については、極めて妥当というよりは、切実なものであります。ぜひ採択を願いたいと思います。

並びに、継続審査中の陳情第25号「オタモイ3丁目陸橋通線の側溝整備方について」ですが、前回の委員会でも主張いたしました。既に行政側がこの整備方について着手をしている、そういう状況が委員会での質疑答弁の中ではっきりしてまして、こうした状況で議会の側がそれを採択して後押しするという立場を取らないとすれば、住民の付託に応えるべき議会としての自殺行為にも繋がりがねないことですから、ぜひ採択を主張いただきたいと思います。

以上、簡単ですが、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

○委員長

まず、陳情第47号について、採択とすることに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。よって、不採択と決しました。

次に、陳情第43号について、継続審査とすることに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、継続審査と決しました。

次に、請願第11号、第13号、第15号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第13号、第21号、第24号、第25号、第29号について一括採決いたします。

請願、陳情は、いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。よって、さように決しました。

次に、議案第32号について採決いたします。原案どおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

○委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会をいたします。

散会 午後6時15分